

今後の建退共制度について

令和3年9月

建設業退職金共済事業本部

建設業退職金共済制度について

1 基本的な仕組み

- 建設業の中小企業事業主が、雇用日数に応じて、建設技能労働者に掛金を充当（電子申請方式又は証紙貼付方式）。
- 労働者が現場を移動し、事業主を変えても、先々で掛金を充当されれば、建設業で働いた日数は全部通算。
- 勤労者退職金共済機構が、拠出された掛金を管理・運用。
- 労働者が建設業界で働くことをやめたときに、労働者の請求により、機構から労働者に対して退職金を支払。

2 概要と実績

- 掛金額 日額 310 円（月額換算 6,510 円（×21 日））
※令和 3 年 10 月 1 日より 掛金額 日額 320 円（月額換算 6,720 円（×21 日））
- 予定運用利回り 3.0%（平成 28 年 4 月 1 日以降）
※令和 3 年 10 月 1 日より 予定運用利回り 1.3%
- 加入事業所数 約 17 万 4 千所（令和 2 年度末）
- 加入労働者数 約 217 万人（令和 2 年度末）
- 退職金支給総額 約 500 億円（令和 2 年度）
- 労働者一人当たりの平均退職金支給額 約 92.5 万円（令和 2 年度）

3 公共工事関係

- (1) 公共工事の工事費の中に、建退共の掛金相当額が現場管理費の一部として積算されている。
- (2) 公共工事においては、電子申請方式では工事契約締結後 40 日以内に、証紙貼付方式では工事契約締結後 1 カ月以内に、掛金収納書を発注者に提出することが求められている。
- (3) 掛金の納付については、受注者が建設現場ごとに建退共制度の対象労働者数及び就労日数を的確に把握し、必要な退職金ポイント又は証紙の枚数を購入することとされている。的確な把握が困難な場合における参考値として、勤労者退職金共済機構は、「掛金納付の考え方について」を示している。
- (4) 公共工事においては、掛金納付に係る経費が予定価格の積算に反映されていることから、元請が下請による掛金納付を一括して代行し、労働者の就労実績に応じて適正に掛金を充当することが求められている。

掛金納付の考え方について

下記は、総工事費に占める共済証購入または退職金ポイント購入の割合について、「労働者延べ就業予定数」の7割が建退共の被共済者であると仮定して算出したものである。

したがって、これを実際に活用する際には、下記に[対象工事における労働者の加入率(%) / 70%]を乗じた値を参考とすること。

工事種別	総工事費(千円)					
	1,000 ～9,999	10,000 ～49,999	50,000 ～99,999	100,000 ～499,999	500,000 以上	
土 木						
舗装	3.5/1,000	3.3/1,000	2.9/1,000	2.3/1,000	1.7/1,000	
橋梁等	3.5/1,000	3.2/1,000	2.8/1,000	2.1/1,000	1.6/1,000	
隧道	4.5/1,000	3.6/1,000	2.8/1,000	2.1/1,000	1.9/1,000	
堰堤	4.1/1,000	3.8/1,000	3.1/1,000	2.5/1,000	1.8/1,000	
浚渫・埋立	3.7/1,000	2.8/1,000	2.7/1,000	1.9/1,000	1.7/1,000	
その他の土木	4.1/1,000	3.6/1,000	3.1/1,000	2.3/1,000	1.8/1,000	
建 築						
住宅・同設備	4.8/1,000	2.9/1,000	2.7/1,000	2.2/1,000	2.0/1,000	
非住宅・同設備	3.2/1,000	3.0/1,000	2.5/1,000	2.1/1,000	1.8/1,000	
設 備						
屋外の電気等	2.9/1,000	2.1/1,000	1.8/1,000	1.4/1,000	1.1/1,000	
機械器具設備	2.2/1,000	1.7/1,000	1.4/1,000	1.1/1,000	1.1/1,000	

(注1) 総工事費とは、請負契約額(消費税相当額を含む。)と無償支給材料評価額の合計額をいう。

(注2) 「証紙購入の考え方について」を示したのは平成11年3月。それ以前は、土木は請負代金3.5/1000相当額、建築は請負代金の2.5/1000相当額を目処とするとされていた。

建退共制度の課題と対応

従来の建退共制度の課題

(1) 掛金納付について、証紙貼付方式を採用。証紙貼付方式は、労働者が手帳を持たないことが多いこと、事務の煩雑さ、証紙の貼付状況の把握ができないこと、証紙の過不足が生ずることを通じ、労働者の退職金の充実に困るうえで障害となっている。



(2) 建退共制度の証紙を請求するために下請が元請に提出する就労実績報告に係る書類は、元請ごとに異なっている。下請から元請に対する証紙の請求と元請から下請に対する証紙の交付が円滑に行われていない現場もある。



(3) 公共工事の現場で、一部には、発注者も含めた下請に対する建退共制度への加入指導が十分でない場合がある。発注者による指導が十分には行われていない公共工事において、下請が辞退届を提出して、共済契約者である下請に証紙が交付されないケースが発生している。

(4) 証紙がインターネットや金券ショップで販売されている例がある。インターネットや金券ショップで販売された証紙から、偽造証紙が見つかっている。



(5) 民間工事では、元請が証紙を購入して下請に交付するケースは少なく、民間工事における建退共制度の活用は進んでいない。



(6) 金利の低下に伴う運用収入の減少等により、平成30年度には93億円の損失・令和元年度には214億円の損失が発生した。



最近の取組

(1) 中小企業退職金共済法が改正（令和元年5月公布、令和2年10月1日施行）され、証紙貼付方式に加え、電子申請方式が可能となった。

(2) 元請・下請間の就労状況報告の統一様式となる「就労実績報告作成ツール」を作成し、令和元年7月に公表した。

(3) 「建設業退職金共済制度における電子申請方式の導入等について」（令和3年3月30日厚生労働省雇用・環境均等局長・国土交通省不動産・建設経済局長通知）が発出された。

(4) 独立行政法人勤労者退職金共済機構建設業退職金共済約款において、証紙の共済契約者以外の者に対する譲渡禁止を明記（令和2年10月1日施行）。

(5) 民間工事における建退共制度及び建設キャリアアップシステムの普及を促進するため、主として公共工事で用いられている現場標識とは別に、CCUS適用民間工事向けの現場標識を設けた（令和2年7月）。

(6) 令和3年10月より、予定運用利回りの1.3%への引き下げ、掛金日額の320円への引き上げ。

電子申請方式関係の状況

1 当面の日程

- 令和3年9月 掛金日額・予定運用利回り見直しのためのシステム改修
- 令和4年4月目途 就労実績報告作成ツールのCCUS連携強化版の供用開始（CCUSの機能改修に歩調を合わせて開発し、令和4年1～3月を目途に連携テストを実施する。）

2 試行的実施の状況（令和2年11月～令和3年3月）

- ① 参加企業数 中小企業76社、大手企業43社 合計119社
- ② ペイジー収納サービスを使用した掛金納付 19社、3,536,030円（3月31日現在）
- ③ 電子申請サイトによる被共済者に対する掛金充当 20社、就労報告日数延べ9,939日分（3月31日現在）

3 電子申請取扱金融機関の状況（令和3年8月31日現在）

- ① 証紙取扱金融機関数 420
- ② ペイジー取扱金融機関数 366
 - うち インターネットバンキング 366、ATM（カード）13、ATM（現金）13
- ③ 口座振替取扱金融機関 87
- ④ 証紙と退職金ポイントの交換 87

4 説明会の実施状況（令和3年8月31日現在）

- 開催済 35道府県、79会場、103回、11,228事業所参加

5 コールセンター利用状況（令和2年10月1日より開設）

- 問合せ応答数 3,092件（令和2年10月1日～令和3年8月31日）

公共工事における建退共制度の適正履行の確保について

	従来	令和3年度以降
対象労働者の把握	○実務上、「辞退届」が使用される例があった	○「辞退届」は使用しない ○機構が定める「建設業退職金共済制度加入労働者数報告書」を使用する
工事契約時	○受注者は、工事契約締結後1カ月以内に「掛金収納書」を発注者に提出	(電子申請方式) ○受注者は、 <u>工事契約締結後40日以内</u> に「掛金収納書」を発注者に提出 (証紙貼付方式) ○受注者は、 <u>工事契約締結後1カ月以内</u> に「掛金収納書」を「掛金収納書提出用台紙」に貼り付けて発注者に提出 ※「掛金収納書」又は「掛金収納書提出用台紙」には、退職金ポイント購入・証紙購入の考え方を記載 ※掛金収納書又は提出用台紙には、建設キャリアアップシステムの現場登録・カードリーダー設置状況等を記載 ※受注者が電子申請で口座振替を行うためには、一定の時間的余裕が必要 口座振替の場合、機構による「掛金口座振替申込受付書」の発行が可能
工事完成時	○発注者が工事完成時の手続を定める例があった	(電子申請方式・証紙貼付方式共通) ○受注者は、「建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表」を発注者に提示 ○掛金収納書の事前購入分と総括表の掛金充当分、掛金充当分と建設キャリアアップシステム就業履歴数に齟齬がないことを確認し、必要な対応を実施 (電子申請方式) ○受注者は、 <u>機構が発行する掛金充当書等</u> を工事完成後1年間保存 (証紙貼付方式) ○受注者は、総括表のほか <u>受注者が作成する工事別共済証紙受払簿</u> を発注者に提示 ○受注者は、 <u>受注者が作成する工事別共済証紙受払簿等</u> を工事完成後1年間保存 ※「掛金充当書」には被共済者に対する掛金充当状況が記載され、「工事別共済証紙受払簿」には下請に対する証紙払出の状況が記載される ※掛金を充当された者が当該現場で働いた労働者であることを確認するためには、建設キャリアアップシステムのデータを参照することが有効

建退共適用工事

現場で働く方は、雇用主が建退共に参加していれば、退職金を受け取ることができます。

工事名

発注者名

元請事業所名

契約者番号

労働者の方へ

退職金は、掛金納付月数が12月(21日分を1か月と換算)以上になって、建設関係の仕事をしなくなったときなどに、本人へ直接支給されます。雇用主が建退共に参加しているか調べることができます。

事業主の方へ

退職金制度の適用を受けられますので、建退共に未加入の下請事業主は加入しましょう。共済証紙貼付方式以外に電子申請方式も利用できます。退職金共済手帳の更新手続きを忘れずに。

建退共



建退共ホームページで加入事業所検索をクリック。
左上の元請事業所ではなく、雇用主を検索してください。



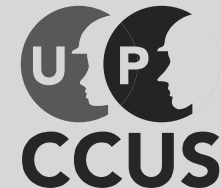
独立行政法人 勤労者退職金共済機構

建退共事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1 ニッセイ池袋ビル 20階 ☎03(6731)2831



建退共・CCUS適用民間工事



建設キャリアアップシステム(CCUS)の就業履歴に応じて、元請が将来の退職金のための建退共掛金を支払います。

工事名

発注者名

事業所名

契約者番号

労働者の方へ

雇用主が建退共に加している場合、退職金制度の適用を受けられますので雇用主に確認しましょう。
CCUS カードタッチを忘れずにしましょう。

事業主の方へ

退職金制度の適用を受けられますので、建退共に未加入の下請事業主は加入しましょう。
退職金共済手帳の更新手続きを忘れずに行いましょう。
建退共と建設キャリアアップシステムにどちらも加入すると、事務処理の合理化が図れます。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

建退共 事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
ニッセイ池袋ビル20階 ☎03(6731)2831

一般財団法人

建設業振興基金

建設キャリアアップシステム事業本部
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12
お問い合わせセンター ☎03(6386)3725

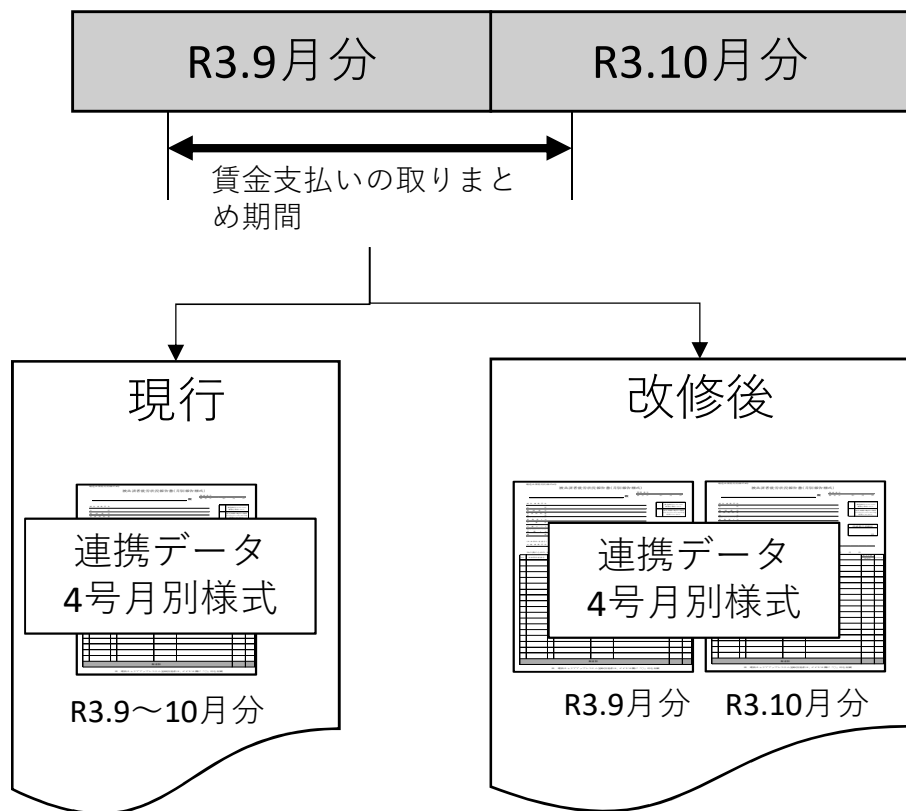


電子申請方式およびCCUSのデータ連携等に係る改修について（案）①

令和3年9月 制度改正等に伴うシステム改修完了
（掛金日額引上げに伴う改修および就労実績報告作成ツールの簡単メニューの追加等操作性の向上）

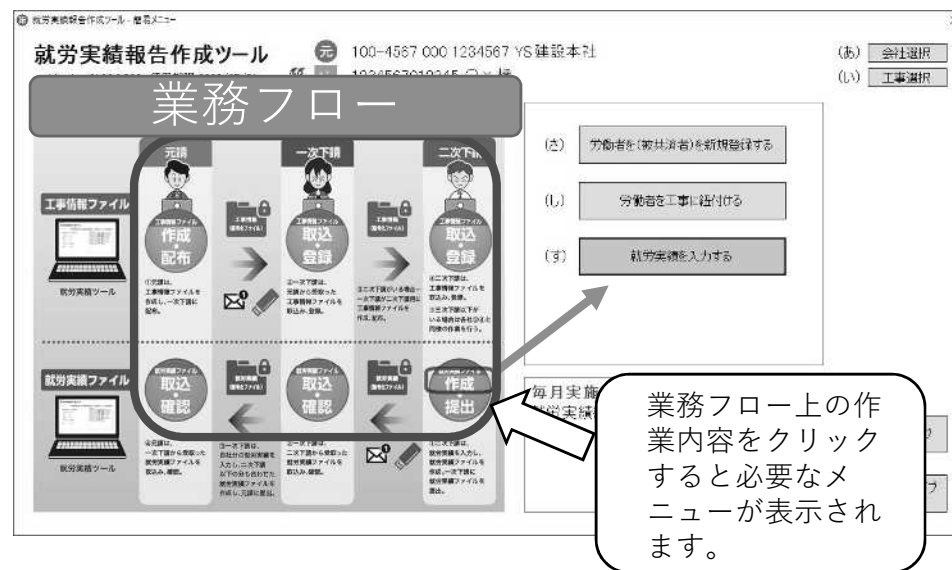
< 制度改正対応 >

入力された就労実績の日付により、310円と320円の掛金日額を自動判別



< 簡単メニュー >

パンフレットと同様の業務フローから、必要なメニューを選択することを可能とする（起動時に通常メニューまたは簡単メニューを選択）



< その他 >

事務受託者の事務軽減のため、ツールの入力画面上に調整欄を設け「紙で提出された様式5号日別報告様式」の月の就労合計日数で登録可能とするよう改修する。（令和3年末目途）



電子申請方式およびCCUSのデータ連携等に係る改修について（案）②

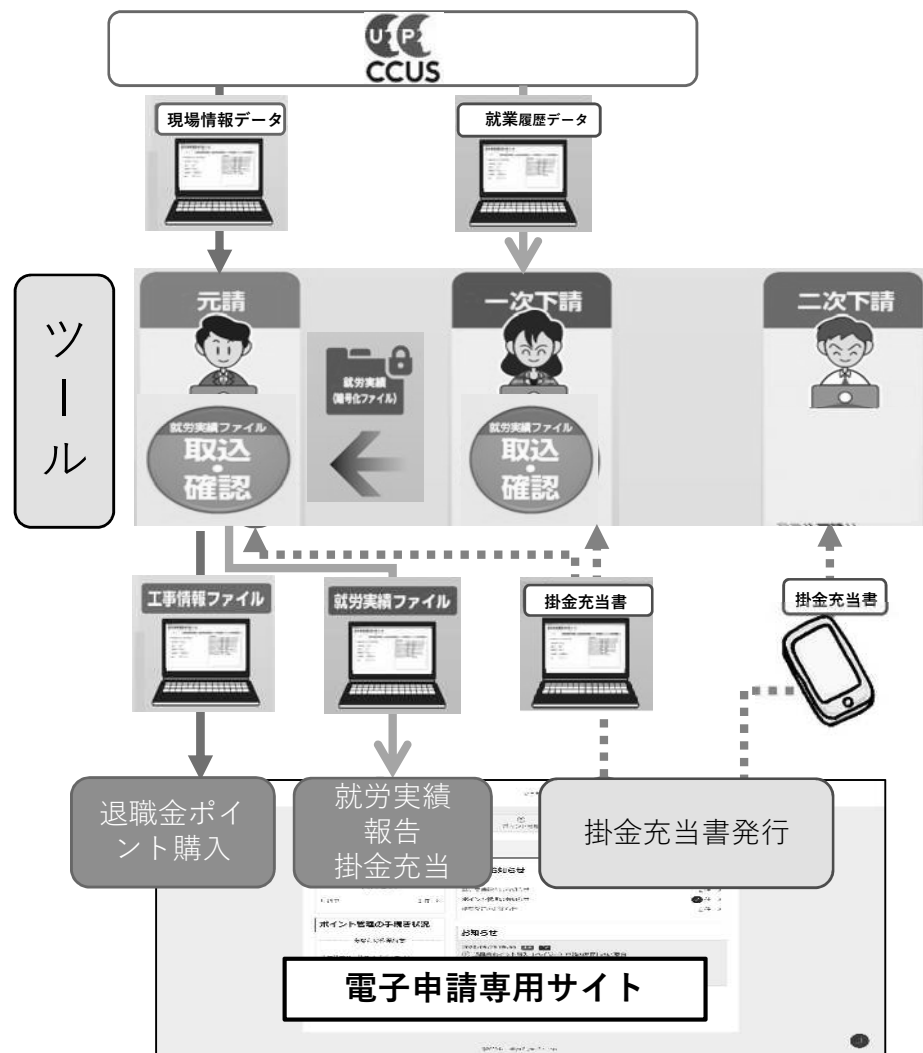
<令和4年3月までのCCUS連携機能の追加等に関する機能改修>

- ① CCUSの現場IDと建退共の電子申請方式の工事IDを同一のIDで利用する場合、就労実績報告作成ツールに登録する際に元請からの工事情報の受渡しを省略しCCUSの就業履歴データからツールに工事情報及び作業員情報を取り込める機能の追加
- ② B'方式の就労実績報告作成ツールに登録された情報をCCUSに就業履歴として登録するための連携データ（職種・職位を含むCCUS用就業履歴入力データファイル）を作成する機能の追加
- ③ CCUSとの連携方式Ⅲ（元請・一次下請一括方式）の導入
- ④ CCUSと連携する際に必要となる機能の追加検討
 - ・ 事務を軽減するため、同一日に複数現場で就労した場合は、CCUSの就業履歴の1番目のみを選別・抽出できる機能の追加を検討
 - ・ CCUSに退職金ポイントの管理単位である「支店・事業コード」の追加を依頼し、連携強化を検討

（注）上記の実現には、CCUSの利用規約の変更やシステム改修が必要

（その他）利便性の向上のため、必要な改修を随時実施予定。

連携方式Ⅲで一次下請が一括して事務を行う場合の全体の事務の流れ



CCUS対応民間工事の処理に関する利便性の向上について（案）

○就労実績報告作成ツールを改修し、CCUS対応民間工事について、CCUSの情報に即して、支店単位で複数工事を一括して処理することを可能とすることについて検討する。

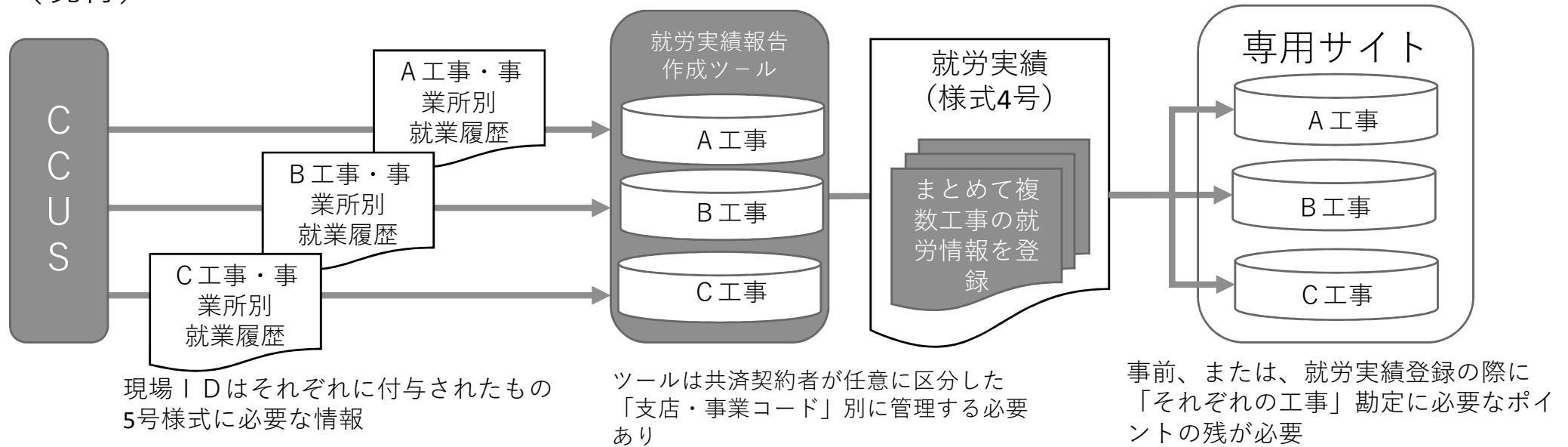
（説明）

- 1 現在、就労実績報告作成ツール（以下、「ツール」という。）では、工事ごとに工事の名称、区分等を入力し、工事を単位として処理が行われている。このため、工事が異なる場合には、画面を切り替えて処理することが必要となる。CCUS対応民間工事について、ツール上で一括して一連の作業で処理することを可能とすることにより、共済契約者の作業時間を大幅に短縮することが可能となる。
- 2 掛金収納書は、「CCUS対応民間工事」として一括して出力されることとなる。このため、共済契約者は、個別工事の掛金収納書の提出が必要となる公共工事については、CCUS対応民間工事とは別に処理する必要がある。CCUS対応民間工事の工事別の管理は、CCUS等を通じて共済契約者が行うものと整理する。建退共のツール及び電子申請専用サイトでは、個々の被共済者の日別の就労状況の管理、下請情報の管理等の工事別の管理を省略し、共済契約者は、ツールにCCUSからの被共済者ごとの月別の就労日数情報を取り込むものとする。
- 3 CCUS対応民間工事に関するツールは、専ら大手企業が利用することが見込まれる。このため、建設業振興基金等の関係者との協議が整い、かつ、大手企業による電子申請方式の利用が月間で一定数に達した段階で開発に着手し、開発着手後概ね1年後の供用開始を目指す。
- 4 共済契約者の作業は、次のとおりとなる。
 - ① CCUSからのデータの出力
 - ② ①のデータについて、ツールへの取込
 - ③ 掛金を支払う共済契約者が電子申請専用サイトで建退共に対して被共済者への掛金充当を申請

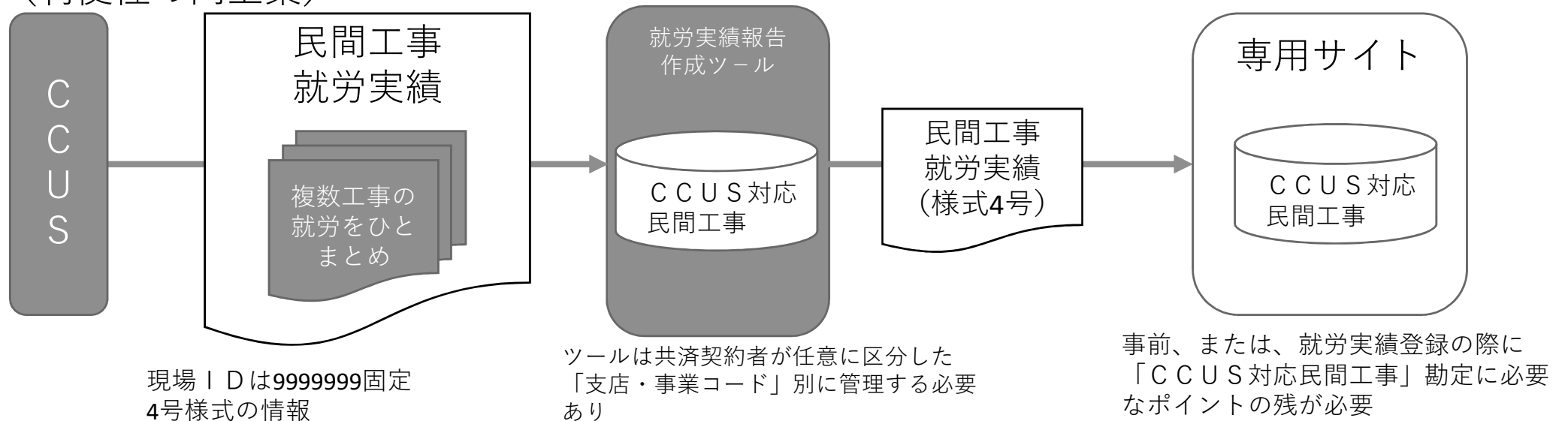
※相当の運用・保守コストが必要となることに留意しつつ、CCUSに対して、支店単位で一月内に元請が施工した複数の民間工事の就労実績をひとまとめとする機能等の機能の開発を求める。

CCUS対応民間工事の処理に関する利便性の向上（案）での事務の流れ

(現行)



(利便性の向上案)



一覧データ登録方式（仮称）について（案）

R 3 . 8 . 13

- 建設キャリアアップシステム（CCUS）の就業履歴登録数については、順調に増加しているが、技能者がカードタッチを忘れて就業履歴登録が行われないケースや、カードリーダーの設置が困難なケースがある。
- このような状況に対応して、主として中小規模の現場において、カードリーダー設置によるCCUSの就業履歴登録を補完するため、建退共の就労実績報告作成ツールで作成される工事別の技能者ごとの日別就労データの一覧表（建退共事務受託様式第5号）に技能者の職種及び立場を入力し、当該日別就労データの一覧表を用いてCCUSに就業履歴登録を行う方式（一覧データ登録方式（仮称））について検討する。建退共事務受託様式第5号を作成すれば、建退共の電子申請システム上、機構に対する報告様式である月別報告様式（建退共事務受託様式第4号）は自動作成される。このため、共済契約者（事業者）は、建退共事務受託様式第5号を作成することにより、建退共の掛金充当のための手続とCCUSの就業履歴報告のための手続の双方を進めることができる。
- 一覧データ登録方式（仮称）については、事業主が一月分の就業履歴を取りまとめ、毎月15日までに、一括してCCUSに就業履歴登録を行うことが考えられる。
- 一覧データ登録方式（仮称）については、一般社団法人全国建設業協会の協力を得て、CCUS事務局の準備が整い次第、6ヶ月間程度現場で試行する。問題点を把握し、それを踏まえつつシステムの改修等の対応を行い、早期の供用開始を目指す。

※建退共の就労実績報告作成ツールで作成されるデータに、技能者の職種及び立場を入力した上でCCUSに登録するためには、建退共の就労実績報告作成ツールの改修及びCCUSのシステム改修が必要となる。このため、現場試行に当たっては、就労実績報告作成ツールの試作品を現場試行事業者に提供した上で、現場試行事業者が技能者の職種及び立場を入力して作成した日別就労データのCCUS登録については、CCUS事務局が個別に対応する。

※※現場試行参加事業者は、検討中。

被共済者（労働者）が掛金充当状況を把握するための措置

1 被共済者に対する通知

(1) 被共済者の住所にあてた機構からの通知〔②、③は新規〕

- ① 加入時
- ② 退職金受給資格が発生する掛金納付月数 12 月到達時、掛金納付月数 60 月（5 年）ごと到達時
⇒ 累積掛金納付日数を記載
- ③ 最初に電子申請による掛金が充当されたとき

(2) 被共済者の請求に基づく通知

被共済者から電話又は郵送で請求があった場合、機構が郵送で累積掛金納付日数を通知

2 共済契約者に対する通知等

(1) 電子申請方式の場合の就労実績報告〔新規〕

- ① 共済契約者が機構に対して就労実績報告を行った場合、共済契約者は、電子申請システムから、掛金充当書をダウンロードすることができる。
- ② 掛金充当書には、当該就労実績報告に係る掛金充当日数のほか、被共済者に係る累積掛金納付日数を記載する。掛金充当書の被共済者番号と氏名は、一部伏字とする。
- ③ 掛金充当書をダウンロードできる者は、次のとおり。掛金充当書のダウンロードは、パソコンのほか、スマートフォンからも可能とする。
 - イ 掛金の払込を行った共済契約者（元請）
 - ロ 雇用主である共済契約者（下請。当該雇用主が雇用する被共済者分に限る。）
- ④ 雇用主である共済契約者は、被共済者の求めに応じて、当該被共済者の掛金の納付状況を明らかにする。

(2) 手帳の更新

- ① 手帳更新時に、本人所持用の副本を交付する。副本には、累積掛金納付日数を記載する。〔新規〕
- ② 電子申請方式導入後の手帳は、証紙貼付にも対応できるものとする。手帳更新時期の目安は、概ね、手帳交付時から 2 年後の手帳で表示する時期とする。

電子申請方式利用の留意事項

1 電子申請システムの運用時間は、月曜日から金曜日までの7：00～24：00とします。土曜日・日曜日のほか、祝日、年末年始等も運用休止とします。

- 運用休止時間中は、専用サイト（WEBサイト）は開きません。電子申請システム上での作業はできません。
- 就労実績報告作成ツールは、電子申請システムと独立して運用する（インターネット接続が不要なスタンド・アローン）ため、休日、夜間の作業も可能です。

2 就労実績報告の事務処理には、就労実績報告の送信から掛金充当書の発行まで、4営業日を要します。

- 情報セキュリティを確保する観点から、共済契約者が必要事項を入力する電子申請システム（情報系）と個人情報を含む共済契約者、被共済者情報を蓄積する建退共システム（業務系）は、物理的に分離し、情報系と業務系の情報移管は、機構にてUSBメモリー等の情報記録媒体で行います。情報移管したデータの反映は、夜間に1日分の情報をまとめてバッチ処理（予め定めた処理を一度に行うこと）で実施します。
- 共済契約者が就労実績報告を機構に対して行っていただくと、機構が被共済者番号等をチェックし、2日後に共済契約者に返信します。共済契約者が返信内容を承認して機構に報告いただくと、機構が被共済者に対する掛金充当を処理します。共済契約者は、承認・報告の2日後に掛金充当書等の帳票を出力することができます。

3 雇用者に発行する掛金充当書の被共済者番号及び被共済者名は、一部伏字とします。

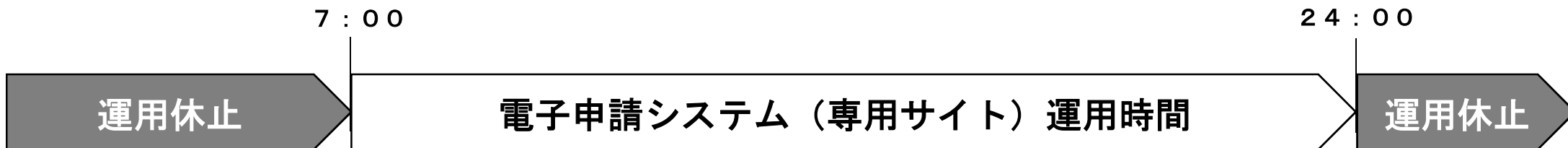
- 個人情報保護の観点から実施する措置です。なお、就労実績報告を機構に対して行い、掛金を拠出する共済契約者が承認する段階では、被共済者番号及び被共済者名は伏字としません。

（例）018808701 ケンセツ タロウ → ××××08701 ケ××ツ タ××

4 就労実績報告作成ツールを活用して、事前に共済契約者が入力した被共済者番号及び被共済者名のチェックができます（入力ミスや最新情報との整合を確認するため）。

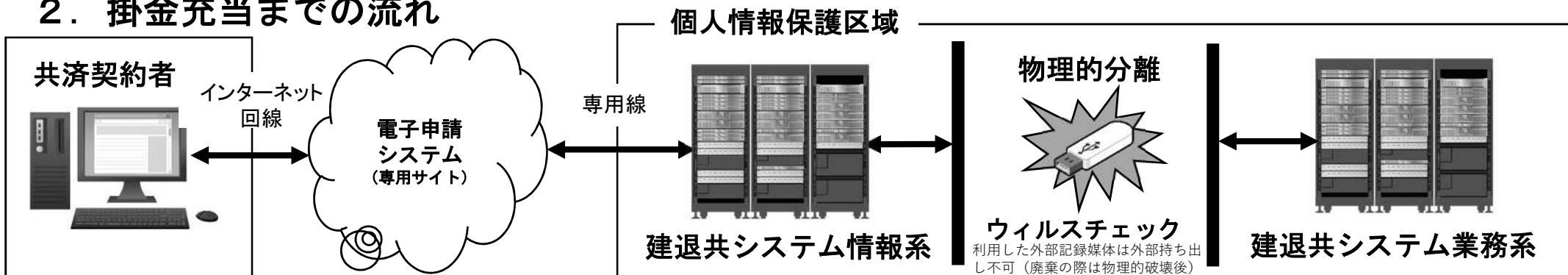
- 共済契約者が就労実績報告作成ツールに被共済者番号及び被共済者名を入力いただき、バーコード付きの一覧表を印刷して支部に持参又は郵送いただくと、支部が被共済者番号及び被共済者名のチェックを実施します。

1. 電子申請システムの運用時間（祝日、年末年始を除く月～金曜日）



就労実績報告作成ツール（スタンドアローン）は事業主の運用で入力作業可能

2. 掛金充当までの流れ



	共済契約者が行うこと	電子申請システム（専用サイト）	建退共システム業務系
初日	就労実績報告登録	夜間に就労実績報告の取りまとめ処理	
1日後		業務システム用連携データ出力	データ取り込み・エラーチェック（取りまとめ処理）
2日後	エラー確認 承認ボタン押下	早朝よりデータ取り込み開始、正午頃処理完了予定 夜間に承認ボタン押下情報の取りまとめ処理	専用サイト用連携データ出力
3日後		業務システム用連携データ出力	データ取り込み・掛金充当処理（取りまとめ処理）
4日後	掛金充当書 ダウンロード	データ取り込み正午頃データ反映	専用サイト用連携データ出力

3. 個人情報の保護（建退共からのシステム上の通知は全て被共済者番号と氏名の伏字とする。）

雇用主		被共済者 番号	氏名（カナ）	就労 日数
番号	名称			
6399999	〇〇建設	987654321	ケンセツ タロウ	21日
6388888	△△建設	986543210	トボク コウジ	20日
6377777	□工務店	985432109	ケンチク タテルヨ	18日

雇用主		被共済者 番号	氏名（カナ）	就労 日数
番号	名称			
6399999	〇〇建設	<u>XXXX54321</u>	<u>ケ××ツタ××</u>	21日
6388888	△△建設	<u>XXXX43210</u>	<u>ド××コ××</u>	20日
6377777	□工務店	<u>XXXX32109</u>	<u>ケ××クタ××ヨ</u>	18日

4. ツールの入力内容のチェック（ツールに入力した内容を確認依頼書として印刷し建退共に提出し誤登録を事前チェック→将来的に専用サイトでも実施予定）

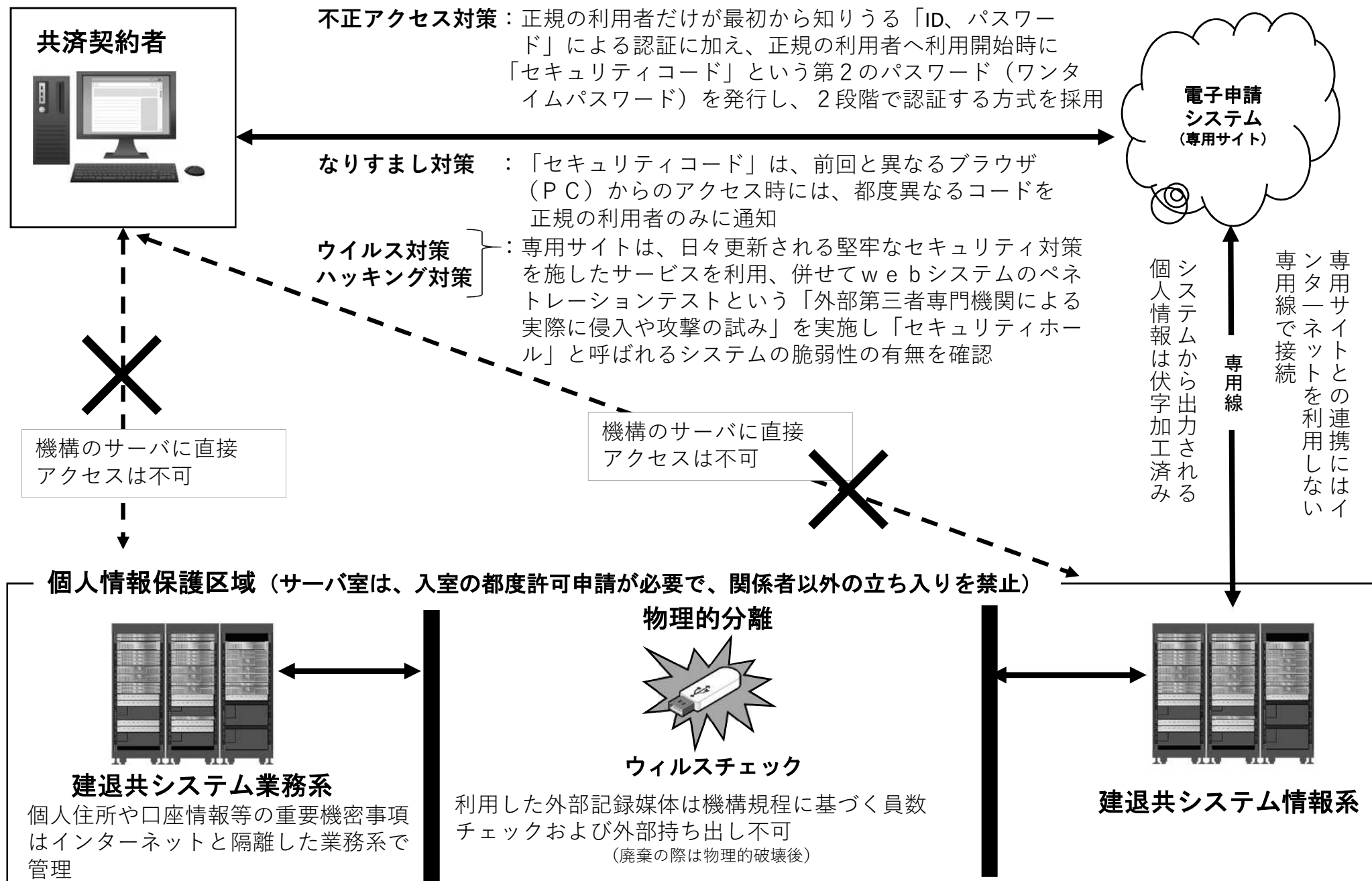
共済契約者番号		名称
6399999	〇〇建設	

No	被共済者番号	氏名（カナ）
1	984321098	ケンバ ジロウ
2	983210987	トウセ化
3	982109876	タイショク シルオ

共済契約者番号	名称	確認結果
6399999	〇〇建設	○番号と名称が一致しました。

No	被共済者番号	氏名（カナ）	確認結果
1	984321098	ケンバ ジロウ	○番号と名称が一致しました。
2	983210987	トウセ化	×番号と氏名姓が一致しません。共済手帳をご確認ください。
3	<u>982109876</u>	タイショク シルオ	×退職金を受領済です。共済手帳をご確認ください。

5. 外部からの不正侵入対策について



電子申請方式システム開発の状況について

	事業者	供用開始予定	契約金額(税抜)	稼働期間
1. 建退共システム(業務系)改修				
- 電子申請対応	株式会社アイネス	令和2年11月	1億1,265万円	令和2年10月～令和7年9月
- 経理システム対応	株式会社アイネス	令和3年4月	2,800万円	令和3年4月～令和7年9月
- 利回り変更、掛金改定対応	株式会社アイネス	令和3年10月	1億200万円	令和3年10月～令和7年9月
2. 電子申請システム (電子申請サイト)	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社	令和2年11月	19億9,700万円	令和2年11月～令和7年9月
- 利回り変更、掛金改定対応	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社	令和3年10月	4,418万円	令和3年10月～令和7年9月
3. 就労実績報告作成ツール				
- 元請・下請間の調整	株式会社ヨコハマシステムズ	令和元年7月	2,700万円	保守なし
- 操作性の向上、エクセル 入力等	株式会社ヨコハマシステムズ	令和2年11月	4,200万円	保守なし
- 電子申請システムへの 情報受渡	株式会社ヨコハマシステムズ	令和2年11月	1,366万円	保守なし
- 建設キャリアアップ システム対応	株式会社ヨコハマシステムズ	令和3年3月 [方式II]	1,442万円	保守なし
- 利回り変更、掛金改定対応	株式会社ヨコハマシステムズ	令和3年10月	770万円	保守なし
4. マルチペイメントネット ワーク共同利用センター (ペイジー関係)	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社	令和2年11月	5,877万円	令和2年10月～令和7年9月
5. 経理システム	株式会社アイネス	令和3年4月	5,000万円	令和3年4月～令和7年9月

電子申請方式・証紙貼付方式の選択について

- 1 受注者である元請は、工事ごとに、電子申請方式と証紙貼付方式のいずれか一方を選択するものとする。
- 2 下請契約を締結する場合の具体的な手順は、次のとおりとなる。
 - (1) 受注者である元請が下請契約を締結する際には、次の事項を実施する。
 - ① 下請に対して建退共制度の趣旨を説明し、下請の建退共制度の加入及び対象労働者に対する建退共掛金の充当を促す。
 - ② 建退共制度に加入した下請に対して、必ず就労実績報告を元請に対して提出するように求めるとともに、当該工事で元請が電子申請方式と証紙貼付方式のどちらを選択するかを説明する。
 - (2) 元請がパソコンを保有しない下請について、電子申請方式により対象労働者に対して掛金充当を実施する手順は、次のとおりとなる。
 - ① 元請又は一次下請が、就労実績報告作成ツール（以下「ツール」という。）の様式5号（日別報告様式）を印刷し、パソコンを保有しない下請に交付する。
 - ② パソコンを保有しない下請が、ツールの様式5号（日別報告様式）に、被共済者番号、被共済者の氏名、就労状況（就労日数）等の必要事項を記入し、元請又は一次下請に提出する。
 - ③ 元請又は一次下請がツールの様式4号（月別報告様式）に様式5号（日別報告様式）の内容（就労日数等）を入力する。
 - ④ 元請が下請の就労実績報告をとりまとめて、電子申請システムを通じて建退共に報告する。
 - ⑤ 掛金充当書については、元請又は一次下請が電子申請システムからダウンロードして印刷し、パソコンを保有しない下請に交付する。
 - (3) なお、パソコンを保有しない下請がスマートフォン等の端末を保有する場合には、建退共に対して文書で申請し、電子申請方式のID及びパスワードを取得することにより、下請自らスマートフォン等の端末で掛金充当書を閲覧・印刷することが可能となる。

(注) 電子申請方式のID及びパスワードの取得は、共済契約者がパソコンを保有しているかどうかにかかわらず、共済契約者が建退共支部に対して電子申請利用申込書を提出することにより行う。

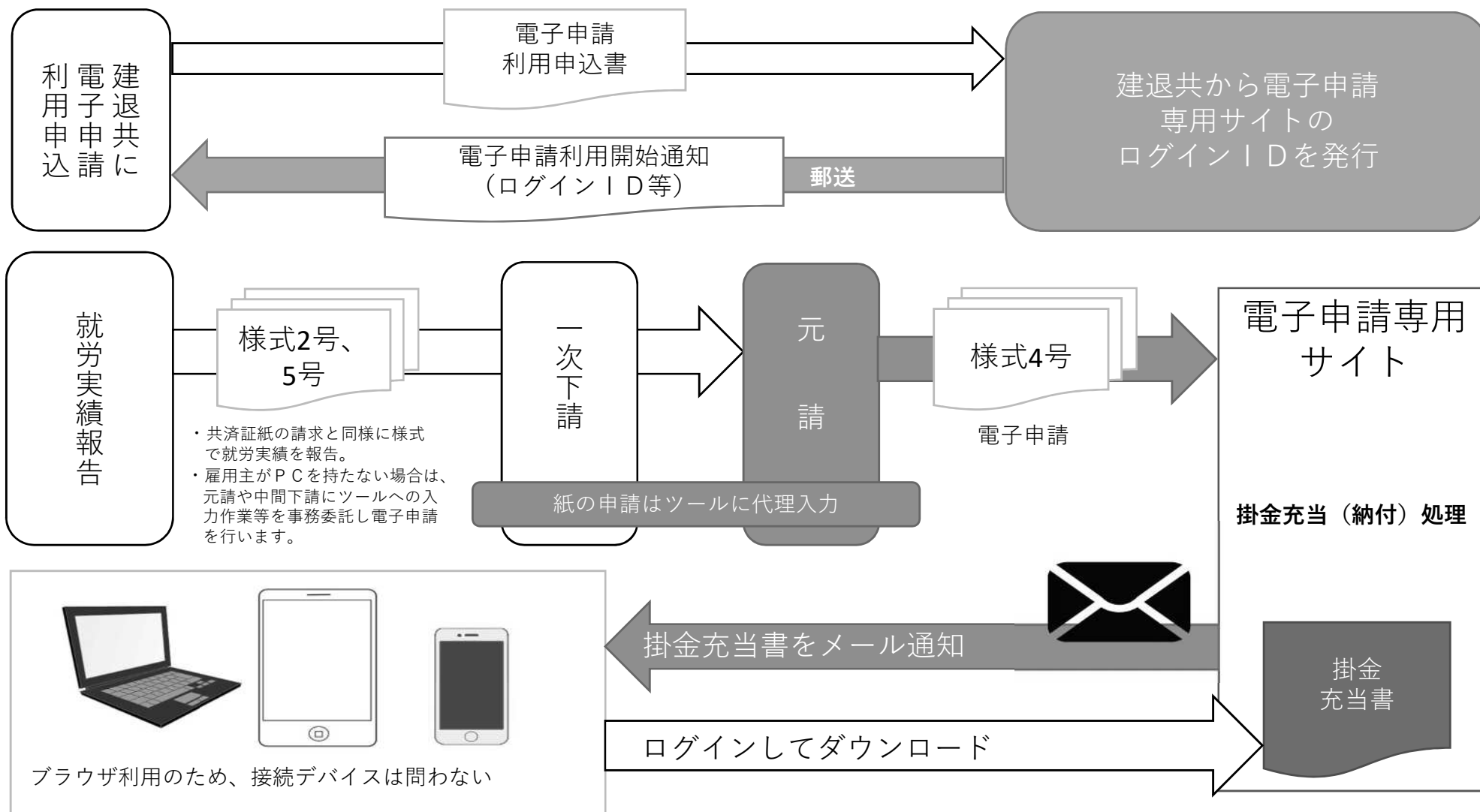
スマートフォン等を利用して下請が掛金納付状況を確認する仕組みについて

下請企業に対しては、掛金が充当されたことを電子申請サイトを通じてお知らせすることが出来ます。

ツールは、データ入力を主とするため、アプリケーションの動作はWindows PCに限られますが、電子申請の専用サイトは、ブラウザという標準のインターネット閲覧ソフトで動作するため、スマートフォンやタブレットPCでも利用することが出来ます。

※1 電子申請の利用申込後においても、自社施工工事等の場合、引き続き証紙制度を利用することも可能です。

※2 元請が証紙制度を採用している場合は、現行どおり共済証紙が交付されます。



1日のうちに複数現場で就労する労働者の掛金充当日数の取扱について（案）

- 1 雇用主である共済契約者が、賃金支払期間のうちに複数の元請の下で下請となる場合については、下請が元請から労働者の一日当たりの労働時間が短時間であることを理由として掛金の充当を受けることができない状況避ける必要があるとともに、1日のうちに複数現場で就労するケースについて、過大に掛金を充当されることとなることを避ける必要がある。このため、元請が一又は少数である場合には、次のとおり取扱うことが考えられる。
 - ① 雇用主である共済契約者が、労働者の賃金支払期間における掛金充当日数を計算する。
 - ② 労働者の複数の元請の下でのそれぞれの実労働時間に基づき、①の掛金充当日数を按分して各元請に請求する。

- 2 1の取扱いを行う場合には、下請に相当の事務作業が生ずることも懸念される。次のような取扱いも考えられる。
 - ① 一の元請の下での賃金支払期間における労働者の総労働時間を算定し、当該総労働時間数を8で除して元請に請求する掛金充当日数を計算する。
 - ② 一の元請の下での賃金支払期間における労働者の1日の標準作業時間数を元請・下請の合意の下で設定し、就労日数に（1日の標準作業時間数／8）を乗じて元請に請求する掛金充当日数を計算する。

- 3 1又は2の場合における建設キャリアアップシステムデータの取扱については、下請の報告に基づき、下請又は元請が建設キャリアアップシステムのデータを就労実績報告作成ツール上で労働者の掛金充当請求上の就労実績に合致するように修正する必要がある。

（注）現行の証紙貼付方式における証紙貼付日数の具体的な取扱については、次のとおりとなっている。

- ① 雇用期間中に休日又は欠勤日がある場合は、これらの日については貼付、消印は行わないが、有給の休暇及び共済契約者の責に帰すべき休業日については、貼付、消印を行う。
- ② 1暦日について1日分に相当する証紙1枚を原則とするが、1暦日における労働時間が断続又は継続して8時間を超える場合は、これを超える8時間を単位として1枚を加算。したがって、労働時間が24時間の場合は3枚、18時間の場合は2枚、15時間の場合は1枚。
- ③ 労働時間が8時間を超え、かつ2暦日にわたる場合は、暦日ごとに枚数を算出することなく、作業開始時刻から作業終了時刻までの労働時間について②の計算を行う。ただし、この場合、労働時間が16時間又は24時間に満たないため8時間又は16時間を超える部分が8時間に満たないときであっても、労働時間が4時間を超える暦日については、1日分に相当する1枚を加算。
- ④ 1暦日において二以上の共済契約者に雇用された労働者については、各共済契約者は、それぞれその労働者に対し、証紙の貼付、消印を行う必要がある。

元請による一人親方への掛金納付について

1. 今後の取扱い

CCUSでは、一人親方として現場で働く労働者の就労の実態を確実に把握できることを踏まえ、今後、公共工事において元請が履行確認を適切に行う等、建退共制度が適正に履行されていることが担保されている場合は、元請による一人親方への掛金納付を可能とします。

2. 具体的な方法

機構の定める就労実績報告に基づき、元請に対し、任意組合が掛金充当請求を行います。

①電子申請方式

就労実績報告作成ツールを利用し、「被共済者就労状況報告書（日別報告様式）（事務受託様式第5号）」を作成のうえ、元請に提出し、掛金充当を受ける。

②証紙貼付方式

就労実績報告作成ツールを利用し、「被共済者就労状況報告書（日別報告様式）」、「被共済者就労状況報告書（月別報告様式）（事務受託様式第4号）」及び「建退共制度に係る被共済者就労状況報告書（事務受託様式第2号）」を作成のうえ、元請に提出し、証紙の交付を受ける。

（注）元請から掛金納付を受けた就労日については、任意組合で本人負担による掛金充当又は証紙貼付は行わないよう留意すること。

3. CCUSとの連携

CCUSと連携して掛金を納付する場合の取扱いについては、現在、建退共と建設業振興基金において手続き方法を調整中です。

建退共本部から、国土交通省およびCCUSの運営主体である（一社）建設業振興基金に対し、一人親方の実務的な取り扱いについて、CCUS加入事業所（共済契約者）と一人親方への周知について要請しているところです。
状況がわかり次第、あらためてご報告いたします。

証紙の交換等について

1 電子申請方式の導入に伴う証紙の退職金ポイントへの交換

(1) 期間

電子申請方式の試行的実施に伴う電子申請システムの稼働(令和2年11月)以降、実施。

(2) 事務の流れ

- ① 共済契約者は、電子申請専用サイト上で未使用証紙を電子退職金ポイントへの交換申請を行い、「共済証紙退職金ポイント交換書」を印刷。
- ② 「共済契約者証」及び「共済証紙退職金ポイント交換書」と交換する証紙を金融機関の窓口へ提出。
- ③ 建退共は、金融機関から報告を受け、共済契約者の電子申請専用サイトへ、申請のあった証紙掛金相当額の退職金ポイントを加算。 ※退職金ポイントの加算処理は、一か月程度を要します。

2 現行証紙(310円)の新証紙への交換

期間・実施主体

令和3年(2021年)10月～12月 全代理店で実施

令和4年(2022年)1月～6月 取り扱い検討中

(注1) ペイジーを活用した払込は、令和2年11月より実施。

なお、口座振替申込み及び退職金ポイントへの交換受付については、令和3年4月中開始予定。

(注2) 電子申請システム上の退職金ポイントは、10円単位でシステムに登録されているため、掛金が引き上げられたとしても共済契約者に事務は発生しない。

建設業退職金共済証紙の譲渡の禁止について

従来、建設業退職金共済証紙（以下「証紙」という。）が、インターネットや金券ショップ等で売買されている実態が見受けられる。また、最近、それらの証紙の中から偽造された証紙が複数、確認されている。

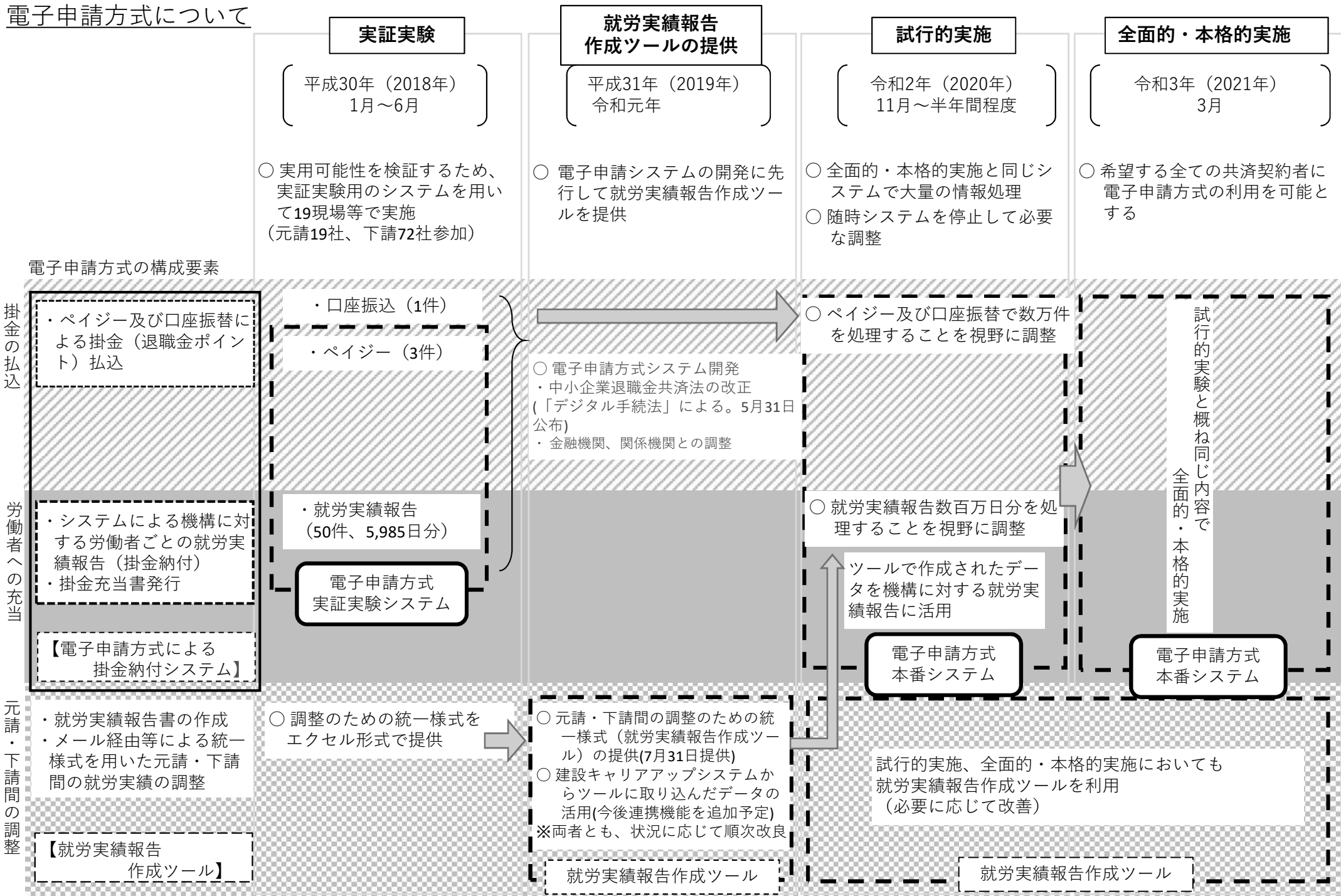
証紙は、中小企業退職金共済法により、指定の金融機関で購入することとされている。金券ショップ等で購入した証紙は、受払簿に記入することはできず、その結果、建退共制度が適正に履行されていないと判断され、加入・履行証明書を発行できない可能性がある。

下請より証紙の購入等の事務の委託を受けている元請等が、下請に交付する場合を除き、他に譲り渡すことはできないが、建退共では、この点を明確にするため、指定の金融機関からの証紙の購入と合わせ、共済約款に明記した（令和2年10月1日）。

独立行政法人勤労者退職金共済機構建設業退職金共済約款（下線部が改正） （証紙の購入等）

- 第9条 共済契約者は、証紙を購入しようとするときは、共済契約者証を金融機関に提示しなければなりません。
2. 共済契約者は、次の各号の一に該当する場合には、金融機関に対し、これに該当することを証する書類を提出するとともに、共済契約者証を提示して、その保有する証紙の買戻しを申し出ることができます。
- (1) 共済契約が解除されたとき（第22条第1項（4）に該当する場合を除く。）。
- (2) 被共済者となるべき者を雇用しなくなったとき。
3. 共済契約者は、証紙が変更されたときは、金融機関に共済契約者証を提示して、その保有する変更前の証紙と変更後の証紙との交換を申し出ることができます。
4. 前項の交換の申し出は、証紙が変更された日から2年以内に行わなければなりません。
5. 共済契約者は、金融機関以外から証紙を購入することはできません。
6. 共済契約者が前項の規定に違反して証紙を購入した場合においては、証紙受払簿に当該購入を実績として記載することはできません。
7. 共済契約者は、規則第98条第1項の届出による元請負人の事務受託に基づく場合を除いて、証紙を譲り渡し、又は譲り受けることはできません。

電子申請方式について



1. 証紙貼付方式と電子申請方式の事務の比較

共済証紙の貼付がなくなることで、掛金納付に関連する事務負担が軽減されます。

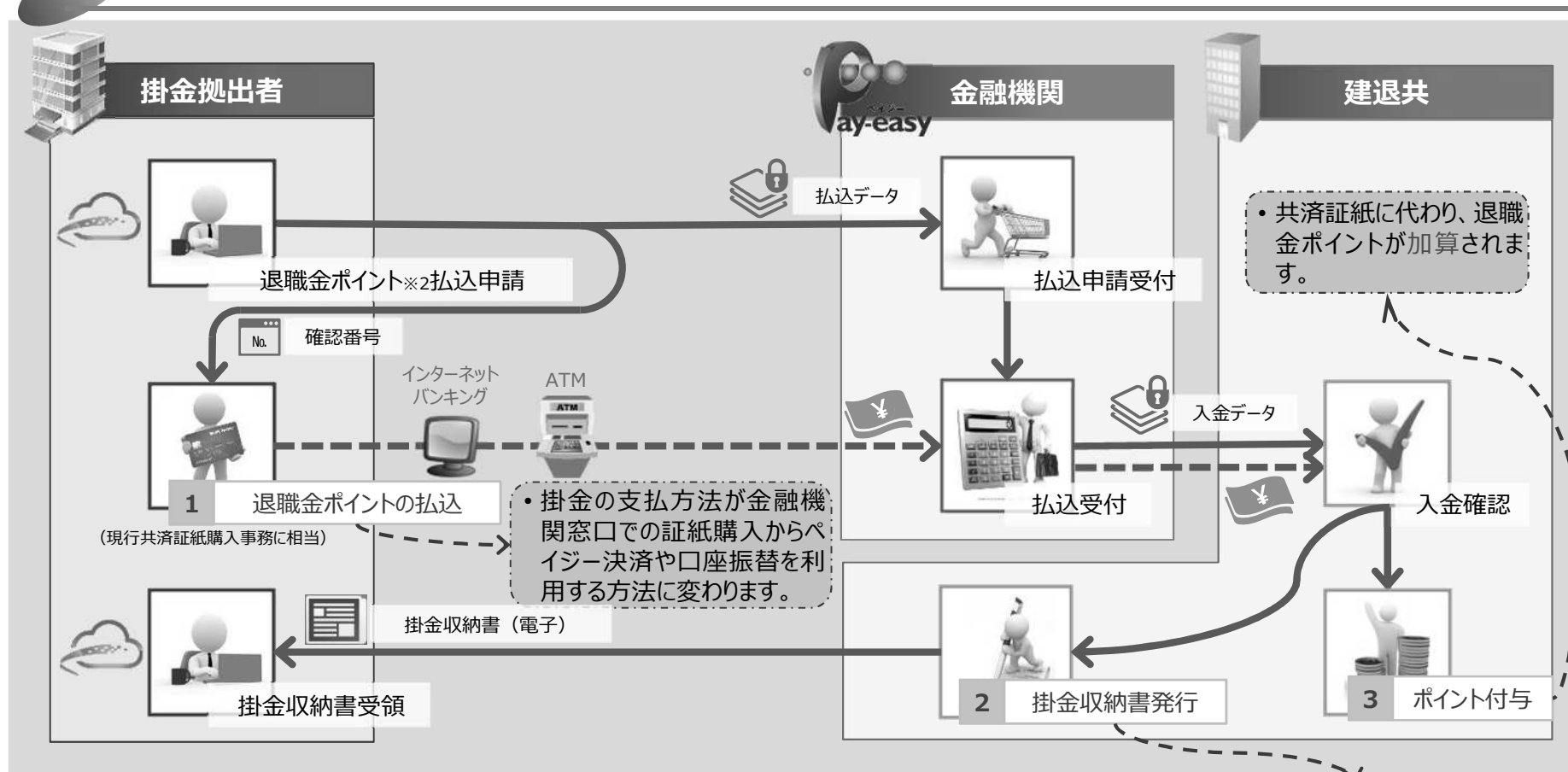
事務名	共済証紙貼付方式	電子申請方式
1 共済証紙の購入	<ul style="list-style-type: none"> 掛金拠出者が金融機関窓口で共済証紙を購入する 金融機関が掛金拠出者に対して、掛金収納書(紙)を発行する。 	<ul style="list-style-type: none"> 掛金拠出者はペイジー決済または口座振替で退職金ポイントを払込む。 掛金拠出者は、電子申請システムより掛金収納書(電子版)をダウンロードする。
2 就労状況報告 共済証紙の交付	<ul style="list-style-type: none"> 雇用者は就労状況報告書等により、就労状況を報告し、共済証紙を請求する。 掛金拠出者は、就労状況を確認し、共済証紙を交付する。 雇用者は、共済証紙を受け取る。 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用者は就労実績報告作成ツールで就労状況を報告する。 掛金拠出者は、就労実績報告作成ツールで就労状況を確認する。 掛金拠出者は、電子申請システムで雇用者から申請され、承認した就労状況データを建退共に送信する。
3 共済証紙の 貼付・消印	<ul style="list-style-type: none"> 雇用者は、被共済者の共済手帳に共済証紙を貼付し、消印する。 	<ul style="list-style-type: none"> なし
4 証紙受払簿の記入 証紙の管理・保管	<ul style="list-style-type: none"> 掛金拠出者は、証紙購入、証紙交付情報を証紙受払簿に記入する。 雇用者は、証紙受給、証紙交付、証紙貼付情報を証紙受払簿に記入する。 掛金拠出者と雇用者は未使用の共済証紙を管理・保管する。 	<ul style="list-style-type: none"> 掛金拠出者と雇用者が電子申請システムから「掛金充当書」をダウンロードし、充当状況を確認する。

※ 掛金拠出者とは、下請から掛金納付事務を受託して、共済証紙を購入（証紙貼付方式）または、退職金ポイントを払込む（電子申請方式）者（いわゆる元請）

2.- 1 電子申請方式の具体像 (1/2)

共済証紙が電子化され、退職金ポイントに生まれ変わります。退職金ポイントの払込は電子決済で行います。

1 掛金払込 (ペイジーによる電子決済※1)



※1. ペイジー決済以外に口座振替による退職金ポイントの払込方法を利用することができます。

※2. 退職金ポイントは共済証紙に代わる新しい掛金納付方法です。建退共へ証紙相当額を事前払込することでポイントを取得できます。

・掛金収納書は建退共から電子ファイルで発行されます。

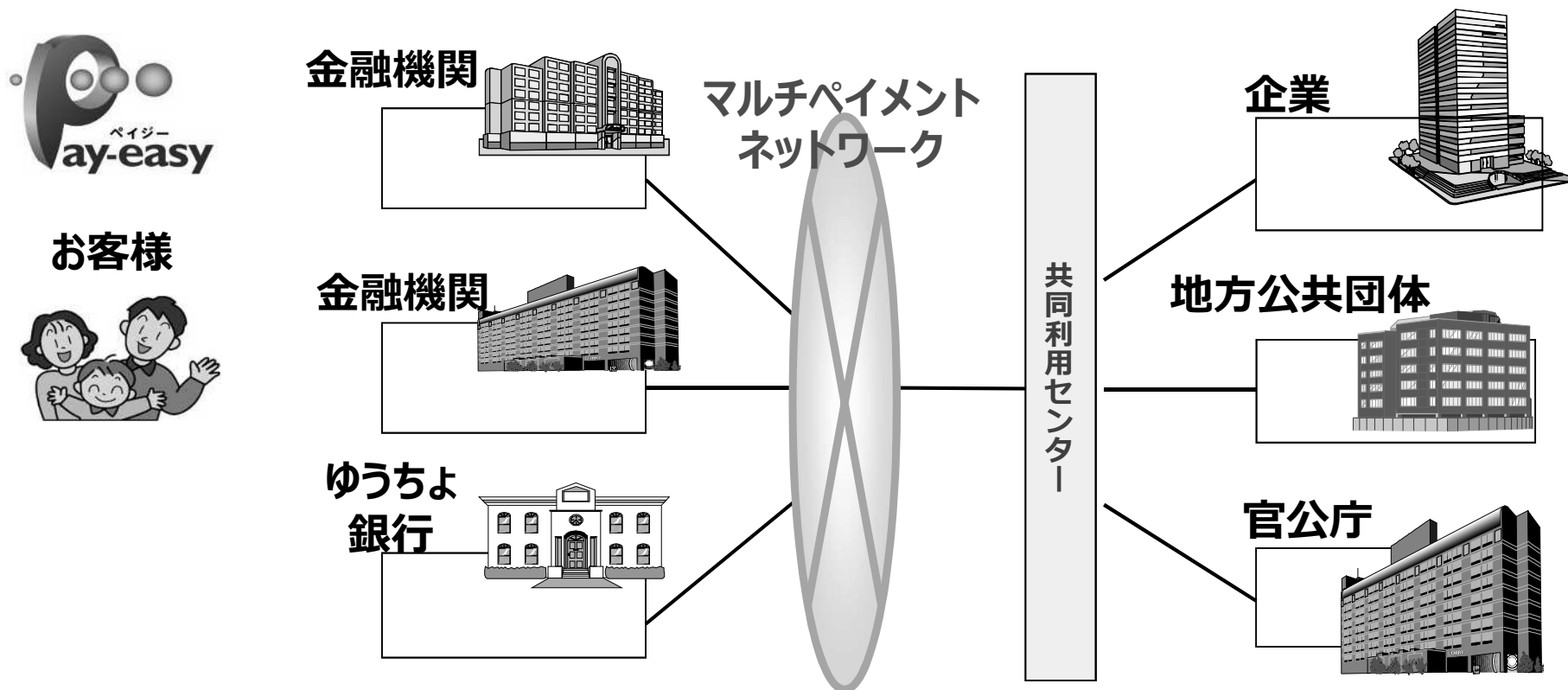
【凡例】 → データの流れ - - - お金、書類の流れ ☁ 専用サイト使用

参考（1）Pay-easy（ペイジー）収納サービスの概要

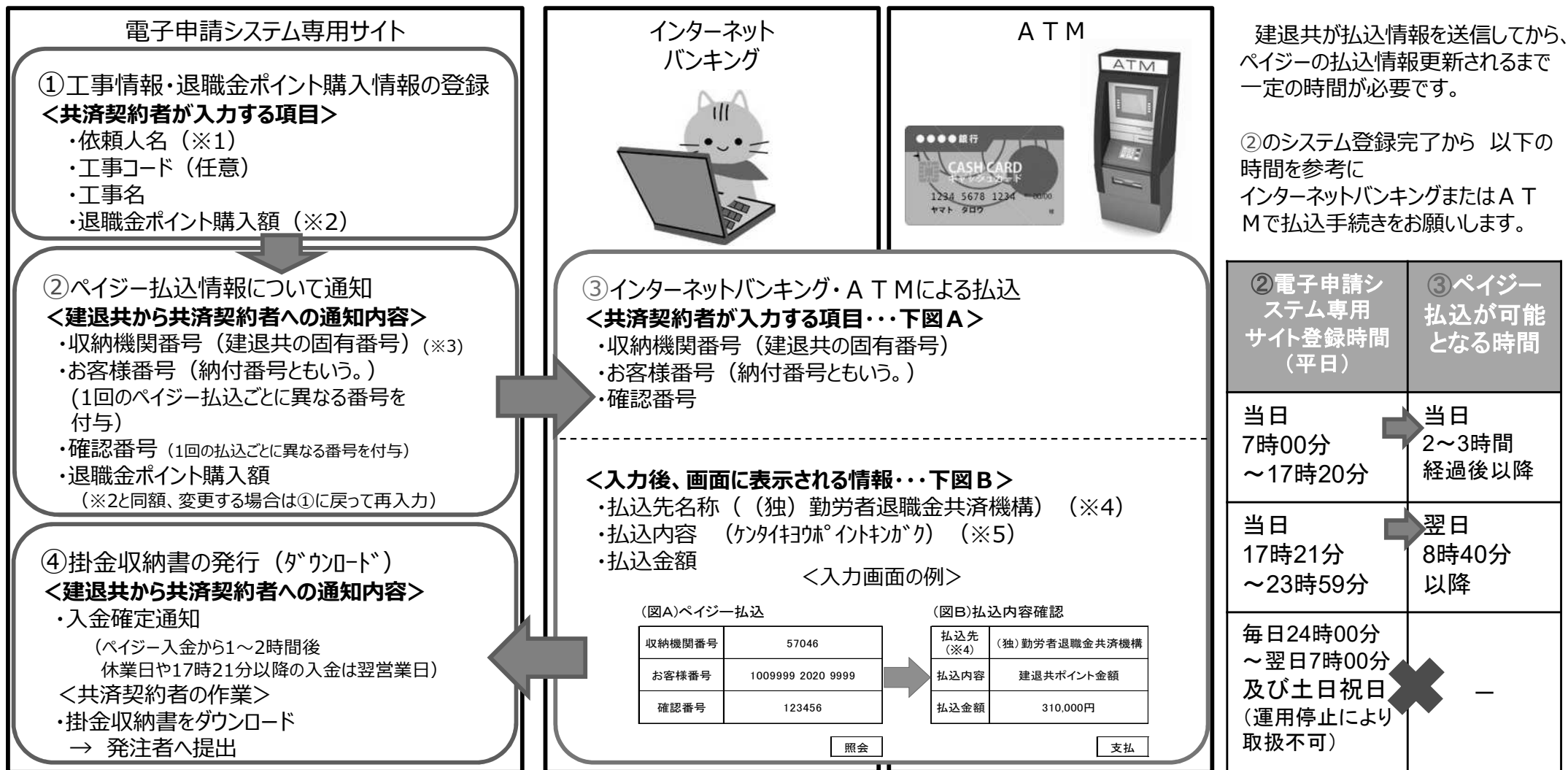
マルチメントネットワーク（※）を活用し、販売代金等の各種料金を金融機関が提供するインターネットバンキング、モバイルバンキング、A T Mから収納できる決済サービスです。

（※）マルチメントネットワークとは

- 国内のほぼ全ての金融機関が共同して設立した日本マルチメントネットワーク運営機構が運営するネットワークです。
- 官民共通の決済インフラとして、参加する金融機関にかかわらず統一インターフェースで利用することができます。
- 既に、一部の税金・公共料金や通信販売等の代金回収で本サービスが利用されております。



参考（２） ペイジーを活用した退職金ポイントの購入



※1 依頼人名は共済契約者名を既定値とするが、共同企業体（JV）等、受注者の名称が企業名と異なる場合は、別途入力。

※2 建退共の収納機関番号は、中小用赤ポイントは「57046」、大手用青ポイントは「57047」で固定です。

※3 払込先は、中小用赤ポイントの場合「（独）勤労者退職金共済機構」、大手用青ポイントの場合「建退共（特別給付経理）」と表示されます。

※4 払込内容には、「ケタ付ヨウ・イントキカク」「建退共ポイント金額」のどちらかが表示されます。（払込む金融機関により異なります。）

参考（3）口座振替による退職金ポイントの購入

電子申請専用サイト

- i 口座振替申込書様式（3枚1組）をダウンロード
様式34号 預金口座振替申込書（建退共控※1）
様式34号-2 預金口座振替依頼書（金融機関提出用）
様式34号-3 預金口座振替依頼書（共済契約者控）
・振替口座は本店や支店等共済契約者の経理の管理単位
に応じて複数申請が可能

- ii 口座振替申込書様式（3枚1組）を 建退共本部に郵送
- iii 建退共本部から金融機関へ預金口座振替依頼（金融機関
提出用）を郵送
- iv 不備がなければ、1か月から1か月半後より口座振替が利用
可能(注)
手続完了後に、預金口座振替依頼書（共済契約者控）を
共済契約者宛に返送

(注) 手続状況によっては、口座振替開始までに1か月半以上
お時間を要する場合がございます。(※2、3)

電子申請専用サイト

- ① 工事情報・退職金ポイント購入情報の登録
<共済契約者が入力する項目>
<定額振替（毎月定額）>（毎月26日が振替日）
 - ・「自社工事」を選択（発注者提出用は個別振替で購入）
 - ・退職金ポイント購入額（振替金額）
 - ・定額振替を停止する場合は振替額を0円とする。**<個別振替（単発）>（毎月12日および26日が振替日）**
 - ・依頼人名（※4） ・工事コード（任意） ・工事名 ・退職金ポイント購入額

- ② 口座振替日の確定（振替日の10営業日前が締め日となります。）
<建退共から共済契約者への通知内容>
 - ・口座振替日
 - ・振替金額**【個別振替（単発）の場合の共済契約者の作業】**
 - ・掛金口座振替申込受付書
（①の登録から1～2時間後、21時以降の場合は翌営業日）
→ダウンロード発注者へ提出

- ③ 掛金収納書の発行（ダウンロード）
<建退共から共済契約者への通知内容>
 - ・入金確定通知（2～3営業日後）**<個別振替（単発）の場合の共済契約者の作業>**
 - ・掛金収納書をダウンロード
→ 発注者へ提出（現行の工事契約締結後1か月以内から40日以内に改正）

※1 収納企業は、独立行政法人勤労者退職金共済機構。

※2 口座振替申込手続直後は、金融機関の設定準備等により、1か月程度お時間を要する場合がありますため、申込直後はページで退職金ポイントの購入をお願いします。

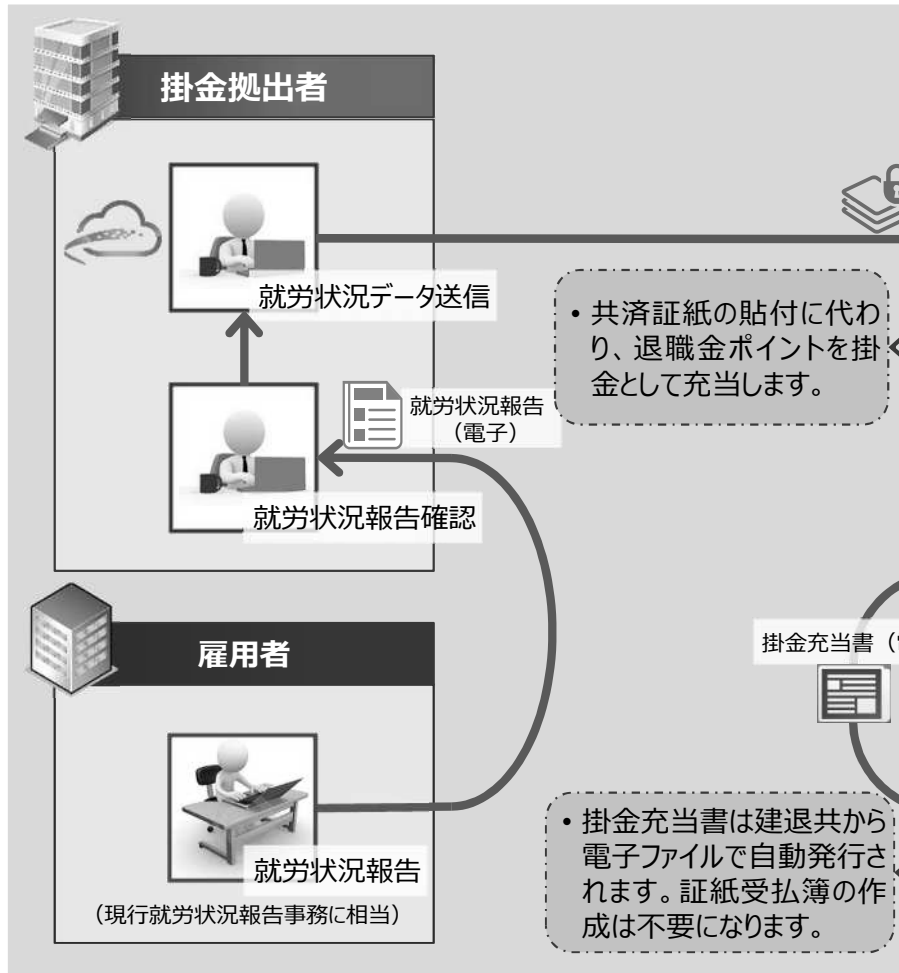
※3 定額による口座振替を選択した場合において、預金残高不足による振替が不能となった場合は、翌月に加算して再請求。振替不能が3回連続して生じた場合は、定額による口座振替を停止。

※4 依頼人名は共済契約者名を既定値とするが、共同企業体（JV）等、受注者の名称が企業名と異なる場合は、別途入力。

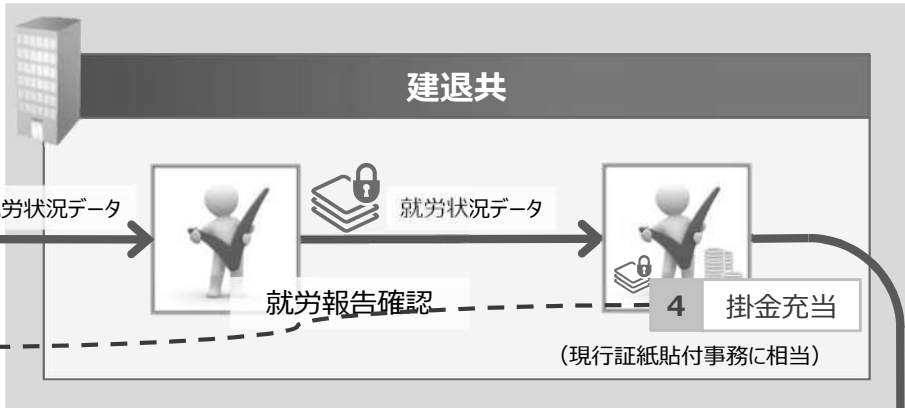
2.-2 電子申請方式の具体像 (2/2)

証紙貼付や証紙受払簿の記入などの事務がなくなり、掛金充当情報をオンラインで確認できるようになります。

2 就労実績報告



3 掛金充当



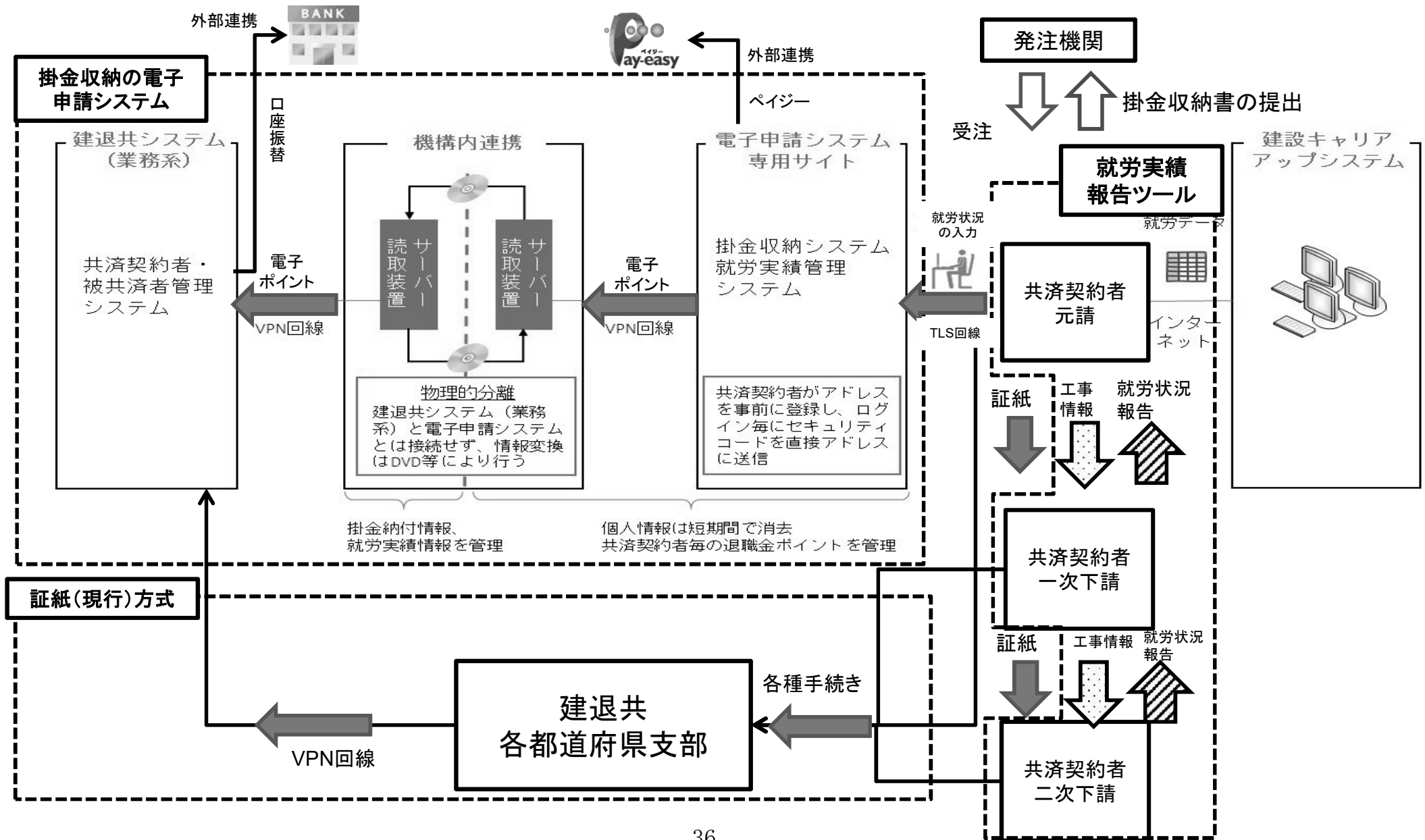
4 掛金充当状況確認



【凡例】 → データの流れ - - - お金、書類の流れ ☁ 専用サイト使用

参考 ツールと電子申請システム、キャリアアップシステムの関係

将来、掛金収納の電子申請システムとキャリアアップシステムが稼働した際には独立したシステムとなり、それぞれのシステムの間では、データをインターネット等を介して送ることになる。



就労実績報告作成ツールの使い方

1 元請・下請間の就労状況報告統一様式

2 電子申請方式の下で、個々の被共済者（労働者）に掛金を充当するための機構に対する報告の様式

1 証紙貼付方式での使い方：元請・下請間の就労状況報告の統一様式

(1) 就労実績報告作成ツールで入力

- ・日別報告（様式5号）から月別報告（様式4号）を自動作成
- ・CCUSのデータを取り込んで日別報告（様式5号）を作成する機能を開発中（令和2年秋頃の試行的実施の開始時まで）
- ・元請、中間下請が報告を作成した場合、契約者別一覧表も自動生成

(2) エクセル入力

- ・被共済者番号、被共済者名等の入力情報を繰り返し活用することが可能

(3) 様式をダウンロードして記入

2 電子申請方式での使い方：個々の被共済者（労働者）に掛金を充当するための機構に対する報告の様式

○1 (1)の就労実績報告作成ツールで作成された月別報告（様式4号）に契約者別一覧表を付して、機構に対して報告

(1) 元請が掛金を拠出する場合

元請は、下請から集めた日別報告（様式5号）を月別報告（様式4号）の形とし、下請分を取りまとめ、契約者別一覧表を付して、機構に対して報告

(2) 雇用者である事業主が掛金を拠出する場合

事業主は、月別報告（様式4号）に契約者別一覧表を付して、機構に対して報告

○就労実績報告作成ツールの統一様式については、機構のHPで公表

○機構のHP公表と同時に、就労実績報告作成ツールに関する問い合わせを受け付けるコールセンターを開設

建退共制度に係る被共済者就労状況報告書 (共済契約者別一覧)

建退共制度に係る被共済者就労状況報告書 (共済契約者別一覧)

整理番号 _____
報告日 令和 ____年 ____月 ____日

報告事業所名 _____

住 所 _____

電 話 番 号 _____

共 済 契 約 者 番 号 _____

工 事 番 号 お よ び _____

工 事 名 _____

工 事 コ ー ド _____

備 考 _____

(共済契約者番号) _____ (共済契約者番号) _____
元請事業所名 _____ 一次事業所名 _____

次の表のとおり、就労実績を報告します。

NO,	共済契約者番号	項番	報告期間		被共済者数	延べ就労日数
			令和 ____年 ____月 ____日	令和 ____年 ____月 ____日		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						

(注) 説明資料用に、各項目の文字を拡大表示しています。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律 新旧対照条文 (抜粋)

<p>6 (略)</p> <p>より、現金をもってすることができる。</p> <p>合には、前項に規定する方法に代えて、厚生労働省令で定めるところに</p> <p>るところにより、被共済者の就労の実績を機構に報告することとした場</p> <p>接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して、厚生労働省令で定め</p> <p>いて同じ。)と共済契約者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で</p> <p>織)機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項にお</p> <p>済契約についての掛金の納付については、共済契約者が電子情報処理組</p> <p>5 特定業種のうち厚生労働大臣が指定するものに係る特定業種退職金共</p> <p>ければならない。</p> <p>金共済証紙を貼り付け、これを消印することによって掛金を納付しな</p> <p>4 共済契約者は、被共済者に賃金を支払う都度、退職金共済手帳に退職</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第四十四条 (略)</p> <p>(掛金)</p>	<p>改正法 (令和2年10月以降)</p>
<p>5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ければならない。</p> <p>金共済証紙を貼り付け、これを消印することによって掛金を納付しなけ</p> <p>4 共済契約者は、被共済者に賃金を支払うつと、退職金共済手帳に退職</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第四十四条 (略)</p> <p>(掛金)</p>	<p>改正前 (令和2年9月以前)</p>

○中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)(抄)(第六条関係)

(傍線部分は改正部分)

予定運用利回り及び掛金日額の 見直しについて

独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局長
(公印省略)

中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令の施行について

建設業退職金共済制度及び林業退職金共済制度の退職金額の改定に係る中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第151号。以下「改正令」という。)が令和3年5月6日に公布され、同年10月1日から施行することとされた。

下記の改正の主な内容について御了知の上、その取扱いに遺漏なきようにするとともに、引き続き同制度の加入促進に取り組みたい。

記

第1 改正の趣旨及び経緯

特定業種退職金共済制度の退職金の額は、中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第85条に基づき、少なくとも5年ごとに、退職金額の支給に要する費用及び収入運用の額の推移及び予想等を基礎として、検討するものとされており(以下この検討を「財政検証」という。)、令和2年8月26日の労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会において財政検証の結果がとりまとめられた。

これによると、建設業退職金共済制度については、累積剰余金が今後より一層減少することが見込まれていることから、制度の魅力を維持しながら、できるだけ制度の安定的な運営を図るべく、予定運用利回りを現行の3.0%から1.3%に引き下げることが適当とされた。

また、林業退職金共済制度については、累積欠損金解消計画(平成17年10月1日独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下「機構」という。))林業退職金共済事業本部の解消年限である令和4年度末までには、累積欠損金は解消されない見込みであり、できるだけ早期に累積欠損金を解消し、制度の安定的運営を図るために、予定運用利回りを現行の0.5%から0.1%に引き下げることが適当とされた。

これを踏まえ、建設業退職金共済制度及び林業退職金共済制度の退職金額の改定に係る改正令が同年5月6日に公布された。

第2 改正の内容

1. 退職金額の変更

- ① 建設業退職金共済制度について、予定運用利回りを3.0%から1.3%に引き下げることとし、これに対処して、退職金額の算定に用いる、掛金納付月数ごとの退職金額を変更することとしたこと（別表第6の改正）。
- ※ なお、当該制度の掛金日額について、機構が定める特定業種退職金共済規程を変更し、令和3年10月1日付けで、310円から320円に引き上げることとされている。

- ② 林業退職金共済制度について、予定運用利回りを0.5%から0.1%に引き下げることとし、退職金額の算定に用いる、掛金納付月数ごとの退職金額を変更することとしたこと（別表第8の改正）。

2. 掛金納付月数の通算に用いる額の変更
被共済者が特定業種共済制度間を移動した場合等に行う掛金納付月数の通算について、1の改正に伴い、掛金納付月数の通算に用いる掛金納付月数ごとの額を変更することとしたこと（別表第9及び別表第11の改正）。

3. 経過措置
予定運用利回りが引き下げられることに伴い、施行日前の加入者に係る退職金額を保全するために必要な経過措置を設けるもの等としたこと（附則第2条から第6条まで）。

(参考)

中小企業退職金共済制度における退職金額の予定運用利回り及び掛金額について

		予定運用利回り	掛金額
一般の中小企業退職金共済制度		1.0% (H14.11.1～)	月額5,000～30,000円 (※1)
特定業種退職金共済制度	建設業退職金共済制度	1.3% (R3.10.1～)	月額320円
	清酒製造業退職金共済制度	2.3% (H12.7.1～)	月額300円
	林業退職金共済制度	0.1% (R3.10.1～)	月額470円

(※1) 掛金月額は、5,000～30,000円の範囲内で事業主が選択する。

(※2) 掛金日額は、機構が作成する特定業種退職金共済規程(厚生労働大臣認可)において、事業ごとに一律に定められている。



厚生労働省発雇均 0518 第 1 号

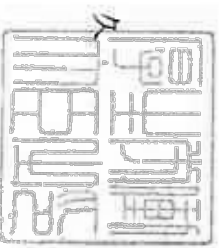
独立行政法人勤労者退職金共済機構特定業種退職金共済規程変更認可書

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
理事長 水野 正望 殿

令和 3 年 4 月 6 日付け勤退共発第 11 号をもって申請のあった独立行政法人勤
労者退職金共済機構特定業種退職金共済規程の変更については、申請のとおり
認可する。

令和 3 年 5 月 18 日

厚生労働大臣 田村 憲



令和2年8月26日

特定業種退職金共済制度における

退職金額に係る予定運用利回りの見直し等について

労働政策審議会勤労者生活分科会
中小企業退職金共済部会

中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第85条において検討することとされている、建設業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度及び林業退職金共済制度の退職金額に係る予定運用利回りの見直し等について、労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会において検討を行った結果は、下記のとおりである。

記

1. 建設業退職金共済制度

- (1) 建設業退職金共済制度の累積剰余金は、前回の財政検証時（平成26年）には約868億円あったが、令和元年度における新型コロナウイルス感染症拡大に端を発する金融市場の大幅な変動等により、令和元年度末には約630億円と減少し、今後もより一層減少することが見込まれている。
- (2) その一方で、建設業業界では建設労働者の処遇改善を図っていることや民間工事での建退共制度の普及と建退共制度の適正履行の実現に向けた具体的な取組を進める中で、建退共制度の魅力を維持し、退職金の水準を確保する必要がある。
- (3) 以上の点を踏まえ、建退共制度の魅力を維持しながら、できるだけ制度の安定的な運営を図るべく、予定運用利回りを現行の3.0%から1.3%に引き下げることが適当である。その際、制度の魅力を損なわないように掛金日額を10円引き上げて320円とすることが適当である。

※ 掛金日額の引上げを行うには、独立行政法人勤労者退職金共済機構の理事長が、運営委員会の議を経た上で掛金日額を定めている特定業種退職金共済規程を変更し、当該変更について厚生労働大臣の認可を受ける必要がある。

- (4) 予定運用利回りの引下げは、現行証紙の全面的交換や新しい予定運用利回りに対応するためのシステム改修の準備期間を見込み、令和3年10月を目途に実施することが適当である。

2. 清酒製造業退職金共済制度

(略)

3. 林業退職金共済制度

(略)

4. その他

- (1) 特定業種における経営をとりまく環境の変化及び雇用のあり方の変化がみられる中で、特定業種退職金共済制度の趣旨を踏まえつつ、安定的に持続させていくために、今後の制度のあり方について検討を行うことが適当である。
- (2) なお、今後、金融情勢の急激な変化により大幅な利益又は損失が発生した場合には、必要に応じ、再度検討することが適当である。

以 上

財務問題・基本問題検討委員会の検討報告書

令和2年6月30日

- 1 当委員会は、令和元年11月20日、次の内容の取りまとめを行った。
 - ① 掛金日額は、310円から320円に改定することが適当である。実施時期は、令和3年10月1日とする。
 - ② 予定運用利回りは、3.0%から引下げることとし、その範囲は、1.6%以上1.8%以下とすることが適当である。この範囲で予定運用利回りを引き下げ、実施時期は、令和3年10月1日とするよう、厚生労働省に対し要望することとする。
- 2 新型コロナウイルス問題の発生に伴う諸情勢の変化を受けて、当委員会では、建退共制度に係る財務状況に関する問題点の整理、検討を行ったうえ、制度の安定的な運営、退職金の水準及び共済契約者の掛金負担能力の視点から、退職金額等の見直しについて、下記の結論を取りまとめた。

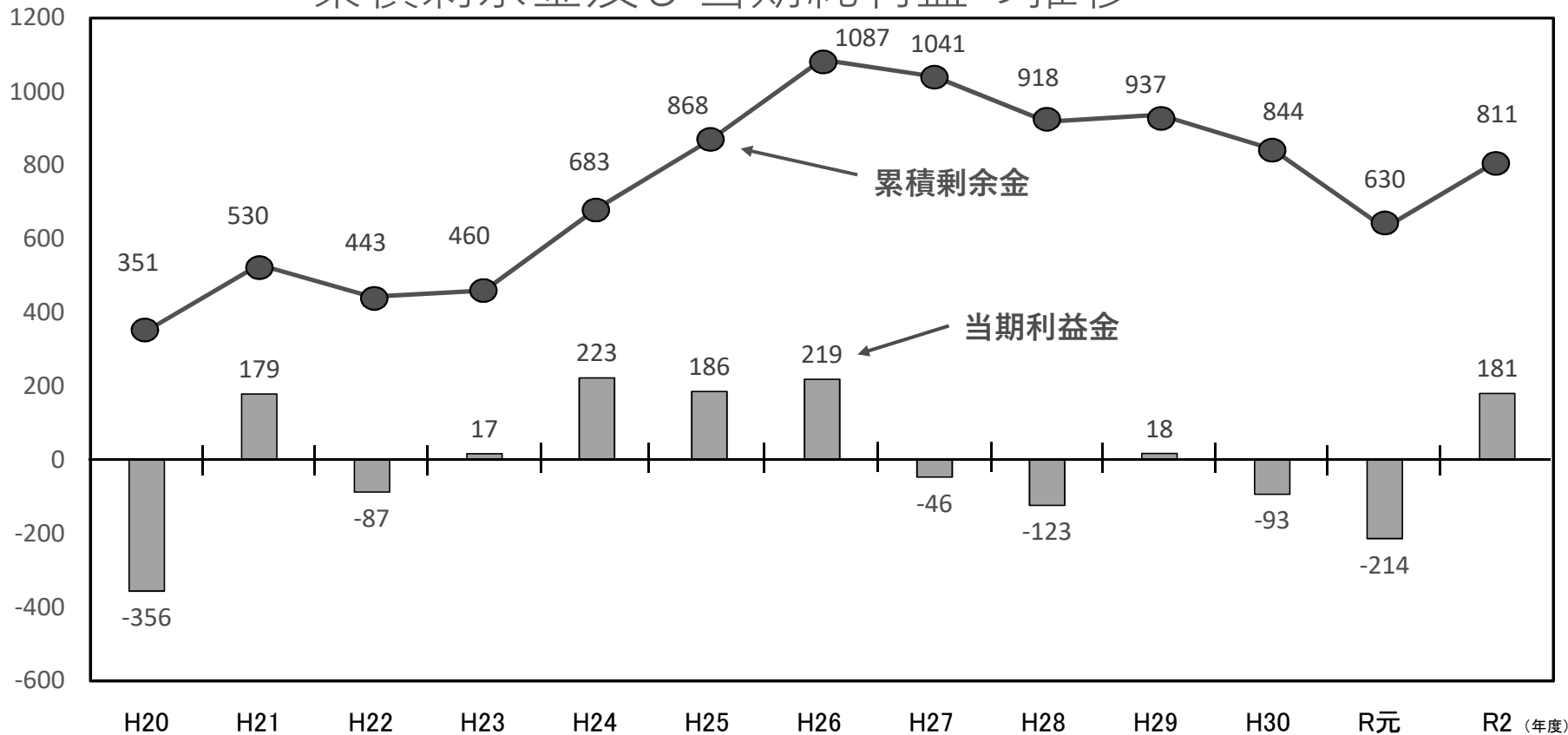
記

- 一 掛金日額は、310円から320円に改定することが適当である。
- 二 予定運用利回りは、3.0%から引下げることとする。その範囲は、建設労働者の処遇改善を図っていることや民間工事での建退共制度の普及と建退共制度の適正履行の実現に向けた具体的な取り組みを進める中で、財政状況の悪化を軽減しつつも、建退共制度の魅力を維持し、退職金の水準を確保する必要があることを考慮し、1.3%以上1.5%以下とすることが適当である。
- 三 一及び二の実施時期は、令和3年10月1日とする。
- 四 次の事項に留意して、今後の建退共制度を運営するものとする。
 - ① 建設労働者の処遇改善が図られるように建退共制度の見直しを進めること。
 - ② 建設キャリアアップシステムを活用しつつ、民間工事での建退共制度の普及と建退共制度の適正履行の実現に向けた具体的な取り組みを進めること。
 - ③ 累積剰余金の水準等に大幅な変動が生じた場合には、速やかな検討を開始すること。

(参考) 予定運用利回りに対応して必要な累積剰余金の水準は、914億円～952億円となる。

	令和2年3月末 (実績)	令和3年9月末 (見込)
累積剰余金	630億円	458億円

(億円) 累積剰余金及び当期純利益の推移



(単位：億円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
責任準備金	7,843	7,806	7,793	7,802	7,852	7,989	8,161	8,325	8,610	8,823	9,033	9,242	9,497
累積剰余金	351	530	443	460	683	868	1,087	1,041	918	937	844	630	811
累積剰余金 責任準備金	4.47%	6.79%	5.68%	5.89%	8.69%	10.87%	13.32%	12.50%	10.67%	10.62%	9.34%	6.81%	8.54%

資産構成について（建退共・給付経理）

1. 現状の資産構成（令和2年度末）

運用資産残高 10,306億円

自家運用	国内債券	5,835億円	(56.6%)
生保運用	普通預金等	947億円	(9.2%)
委託運用	国内債券	2,384億円	(23.1%)
委託運用	国内株式	576億円	(5.6%)
委託運用	外国債券	278億円	(2.7%)
委託運用	外国株式	285億円	(2.8%)

※資産構成について

○建退共では、運用の基本となる資産構成(基本ポートフォリオ)を次のとおり設定している。

自家運用債券	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
66.90%	22.60%	5.30%	2.60%	2.60%

(注) 自家運用債券は、自家運用（国内債券）と生保運用（普通預金等）の合計

資産の値上がり・値下がり等により、現実の資産構成について、上に示した基本ポートフォリオとの乖離が大きくなった場合には、基本ポートフォリオに近づくように資産の購入や売却を行っている。

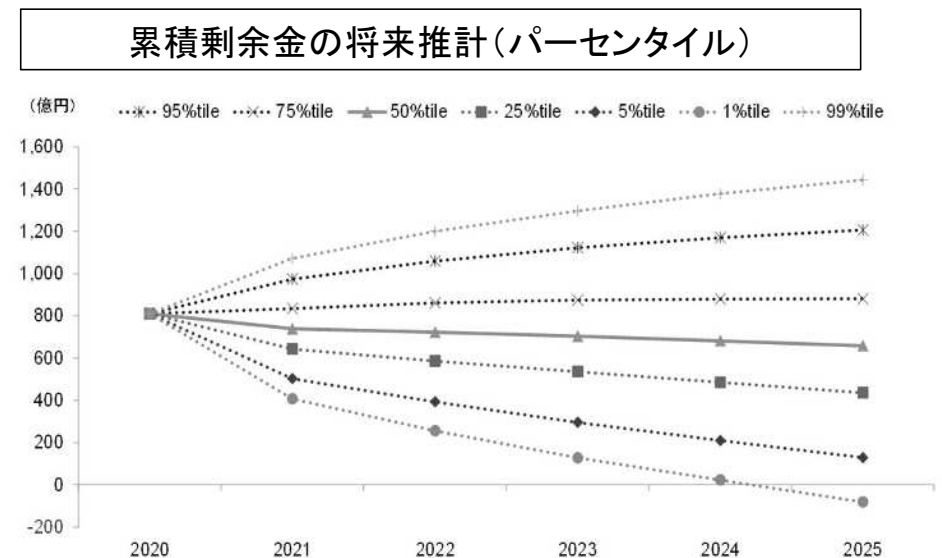
2. 平成17年度以降令和2年度までの金銭信託（委託運用）に係る運用の実績

	運用損失発生回数	平均運用収入	平均資産残高	平均運用収入の対平均資産残高比率
国内債券	4回	24億円	1,932億円	1.2%
国内株式	6回	41億円	503億円	8.1%
外国債券	4回	10億円	242億円	4.0%
外国株式	4回	26億円	248億円	10.5%

建退共 剰余金の水準に関するシミュレーション結果(パターン①)

- パターン①：逆ザヤが残るため、累積剰余金が将来的に減少を続けることが見込まれる資産構成（現行基本ポートフォリオ、期待リターン0.76%のポートフォリオ前提）
- ✓ シミュレーションの結果、累積剰余金は、50パーセンタイル(結果を悪い方から並べて真ん中のケース)では、2020年度（令和2年度）末から2025年度（令和7年度）末までに153億円減少。
- ✓ 1パーセンタイルでは、2020年度（令和2年度）末から2025年度（令和7年度）末までに892億円減少。2.0%の確率で欠損金が発生する可能性があることが示された。

シミュレーション結果						
	2020	2021	2022	2023	2024	2025
パーセンタイル推移(億円)						
99%tile	811	1,072	1,201	1,297	1,379	1,444
95%tile	811	974	1,060	1,123	1,170	1,207
75%tile	811	835	861	875	880	881
50%tile	811	739	723	704	682	658
25%tile	811	643	587	536	485	436
5%tile	811	503	393	296	210	129
1%tile	811	407	256	128	23	-81
一定金額を下回る確率						
1500億円	100.0%	100.0%	100.0%	99.9%	99.7%	99.4%
1000億円	100.0%	96.6%	91.2%	88.0%	86.0%	84.8%
500億円	0.0%	4.8%	13.3%	20.6%	26.6%	31.7%
0円	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.8%	2.0%

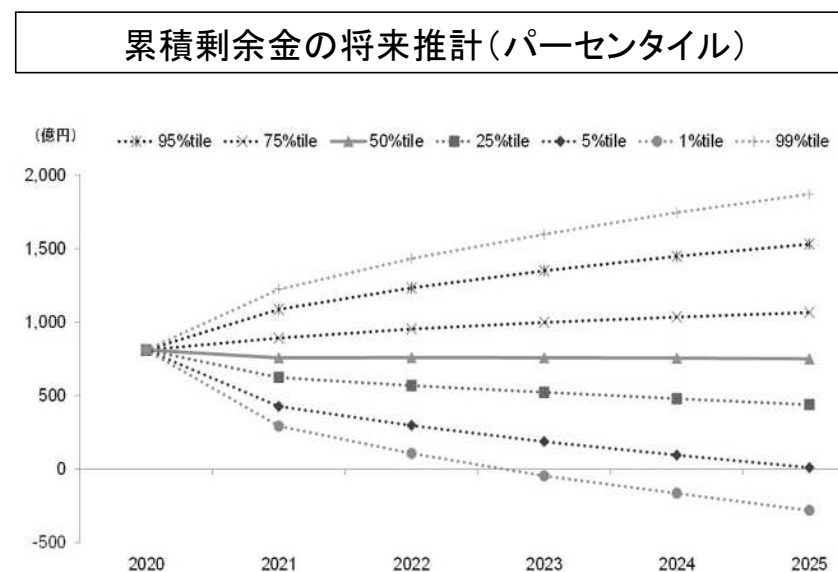


(備考) 1. 累積剰余金のシミュレーションは、モンテカルロ・シミュレーション(10万回)を用いた(独)勤労者退職金共済機構が委託しているコンサルによる推計
2. 一定金額を下回る確率は、各年度末時点における利益剰余金が一一定金額を下回るシナリオ件数を総シナリオ件数(10万回)で除した値

建退共 剰余金の水準に関するシミュレーション結果(パターン②: 合同運用)

- パターン②：逆ザヤが解消され、累積剰余金が将来的に維持されることが見込まれる資産構成（合同運用を仮定した期待リターン0.95%の基本ポートフォリオ前提。資産構成は現在見直し中のため暫定値）
- ✓ シミュレーションの結果、累積剰余金は、50パーセンタイルでは、2021年度（令和3年度）の予定運用利回り引き下げ以降、概ね水準が維持される見通し。
- ✓ 1パーセンタイルでは、2020年度（令和2年度）末から2025年度（令和7年度）末までに1,092億円減少。4.7%の確率で欠損金が発生する可能性があることが示された。

シミュレーション結果						
	2020	2021	2022	2023	2024	2025
パーセンタイル推移(億円)						
99%tile	811	1,224	1,432	1,597	1,745	1,870
95%tile	811	1,087	1,233	1,350	1,448	1,530
75%tile	811	892	953	999	1,035	1,066
50%tile	811	758	759	758	755	751
25%tile	811	624	568	523	480	439
5%tile	811	427	298	188	95	11
1%tile	811	293	108	-45	-164	-281
一定金額を下回る確率						
1500億円	100.0%	100.0%	99.5%	98.0%	96.2%	94.3%
1000億円	100.0%	88.8%	79.8%	75.1%	72.3%	70.4%
500億円	0.0%	9.8%	17.9%	23.0%	26.6%	29.5%
0円	0.0%	0.0%	0.3%	1.4%	2.9%	4.7%



(備考) 1. 累積剰余金のシミュレーションは、モンテカルロ・シミュレーション(10万回)を用いた(独)勤労者退職金共済機構が委託しているコンサルによる推計
 2. 一定金額を下回る確率は、各年度末時点における利益剰余金が一一定金額を下回るシナリオ件数を総シナリオ件数(10万回)で除した値

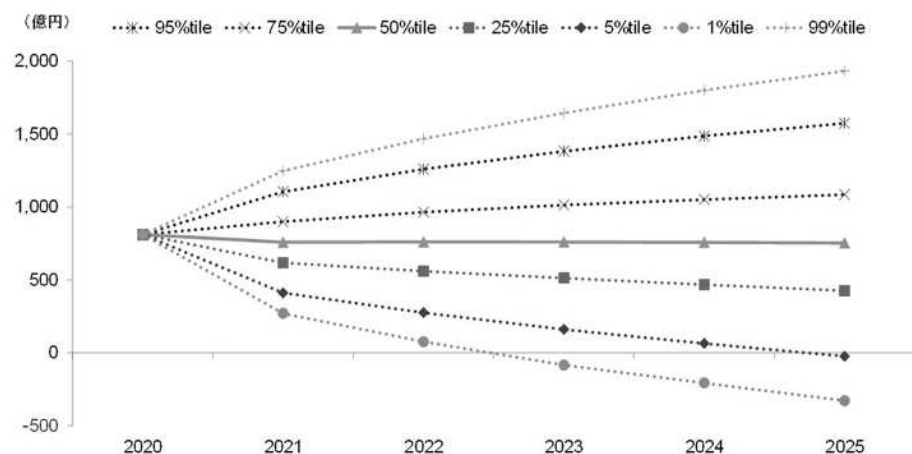
建退共 剰余金の水準に関するシミュレーション結果(パターン③:単独運用)

- パターン③：逆ザヤが解消され、累積剰余金が将来的に維持されることが見込まれる資産構成（単独運用による期待リターン0.95%のポートフォリオ前提。資産構成は現在見直し中のため暫定値）
- ✓ シミュレーションの結果、累積剰余金は、50パーセンタイルでは、2021年度（令和3年度）の予定運用利回り引き下げ以降、概ね水準が維持される見通し。
- ✓ 1パーセンタイルでは、2020年度（令和2年度）末から2025年度（令和7年度）末までに1,140億円減少。5.6%の確率で欠損金が発生する可能性があることが示された。

シミュレーション結果

	2020	2021	2022	2023	2024	2025
パーセンタイル推移(億円)						
99%tile	811	1,248	1,469	1,644	1,800	1,933
95%tile	811	1,105	1,259	1,382	1,487	1,574
75%tile	811	899	965	1,013	1,051	1,085
50%tile	811	758	760	760	757	753
25%tile	811	618	560	512	468	425
5%tile	811	411	275	160	64	-24
1%tile	811	270	76	-84	-207	-329
一定金額を下回る確率						
1500億円	100.0%	100.0%	99.2%	97.4%	95.3%	93.3%
1000億円	100.0%	87.6%	78.5%	73.9%	71.2%	69.3%
500億円	0.0%	10.9%	19.0%	24.0%	27.4%	30.2%
0円	0.0%	0.0%	0.5%	1.8%	3.6%	5.6%

累積剰余金の将来推計(パーセンタイル)



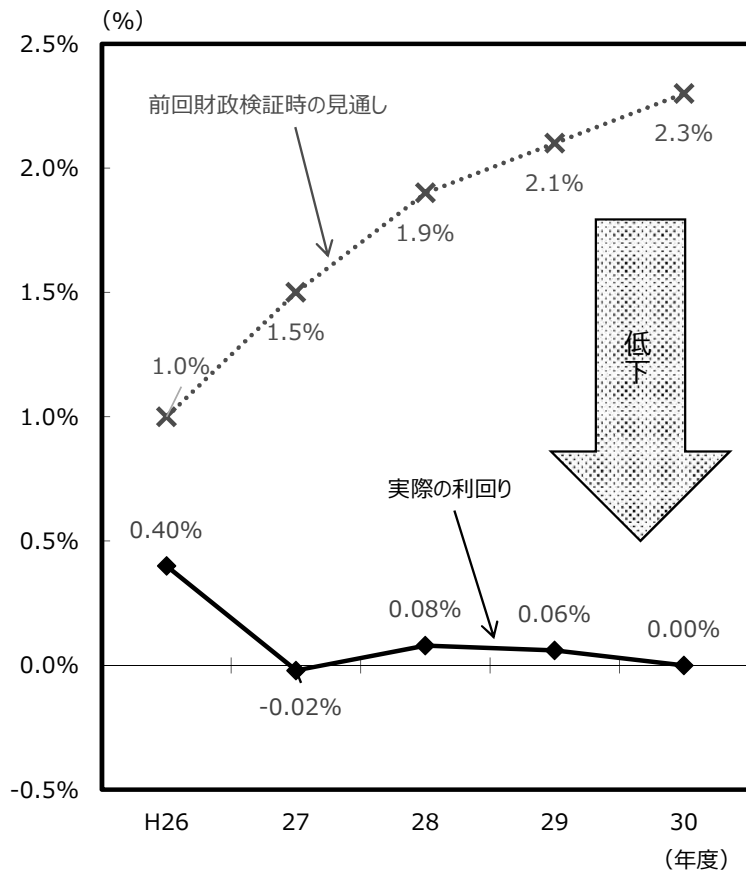
- (備考) 1. 累積剰余金のシミュレーションは、モンテカルロ・シミュレーション(10万回)を用いた(独)勤労者退職金共済機構が委託しているコンサルによる推計
 2. 一定金額を下回る確率は、各年度末時点における利益剰余金が一一定金額を下回るシナリオ件数を総シナリオ件数(10万回)で除した値

建設業退職金共済制度の財政検証について

〔令和元年12月16日 労働政策審議会勤労者生活分科会
中小企業退職金共済部会提出資料より〕

3 今回の財政検証（推計）

長期金利（10年国債）の利回り

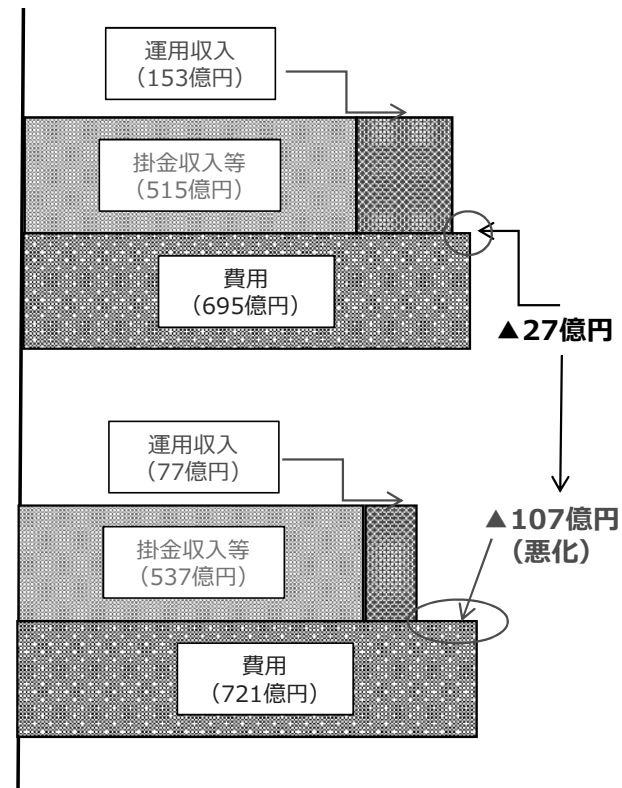


（備考）実際の利回りとは、10年国債の各年度末応募者利回りを指し、財務省HPにおける国債入札結果より作成。

前回及び今回推計における単年度収支見通し

前回財政検証推計
(H28～30年度平均)

今回財政検証推計
(R1～5年度平均)



建設業退職金共済事業（建退共）退職金額比較表

(単位：円)

納付月数	改正後(320円 / 1.3%)		現行(310円 / 3.0%)		参考 差額(退職金額)
	掛金総額	退職金額	掛金総額	退職金額	
12月 (1年)	80,640	24,192	78,120	23,436	+756
24月 (2年)	161,280	161,280	156,240	156,240	+5,040
60月 (5年)	403,200	414,087	390,600	410,781	+3,306
120月 (10年)	806,400	893,559	781,200	945,903	△52,344
240月 (20年)	1,612,800	1,933,479	1,562,400	2,256,366	△322,887
360月 (30年)	2,419,200	3,038,919	2,343,600	3,902,745	△863,826
480月 (40年)	3,225,600	4,268,007	3,124,800	6,036,723	△1,768,716

- (注) 1.この比較表は、最初から同一の掛金日額で納付した場合で、証紙と退職金ポイントの252日分を1年と換算して計算した退職金の額です。
 2.掛金納付月数が12月以上24月未満の遺族請求の場合、退職金額は掛金相当額となります。
 3.退職金額は、費用、収益及び経済事情等を勘案して予定運用利回り及び掛金日額が見直されることにより、変動することがあります。

2 建退共制度の充実に関する事項

(1) 掛金の日額

報告書においては、電子申請方式の導入に伴い検討すべき措置として、「技能と経験を蓄積した労働者がより充実した退職金を受給することができるようにするとともに、現場の労働時間等の状況に対応するため、日額310円の掛金に加えて、高額な掛金を設定することを可能とする。」と指摘している。

報告書を受けて、機構において検討が行われ、次の課題等があるとしている。

- イ 報告書では「高額な掛金」となっているが、掛金が高額となれば退職金もそれに見合っただ増額されるものであり、誤解を避けるため、労働者の技能及び経験を考慮して加算した掛金は「特別掛金」と表記することが適切ではないか。
- ロ 電子申請方式の被共済者のみに特別掛金を適用することは、証紙貼付方式のみの被共済者との間で公平性を欠くことになるのではないか。
- ハ 証紙貼付方式と電子申請方式の双方で特別掛金を設定する場合は、証紙の枚数確認等の事務が残るとともに、電子申請方式と証紙貼付方式双方が一人の被共済者において併用される場合も想定されるなど、機構内の事務処理は複雑化することが見込まれる。建退共制度にとって大きな制度見直しとなる電子申請方式導入に際しては、業務遂行体制を整備し、退職金支払に誤り等が発生しないようにすることが必要不可欠かつ最重要課題である。このため、まずは、個々の掛金払込み状況を的確に把握し、効率的に業務処理を行うことができる電子申請方式の円滑な導入と普及を図り、電子申請方式が定着後に特別掛金の導入を検討することが適切ではないか。

(参考) 中小企業退職金共済法
第44条

3 掛金の日額は、特定業種ごとに、単一の金額でなければならない。

特別掛金について

(主な意見)

- ・本検討会において、特別掛金については、機構において以上の課題(前頁参照)に適切に対応し、次の事項に留意して、関係機関において検討を進め、早期の実現を目指すことが適当であるとした(建退共制度における電子申請方式の導入の可否及びそれに関連する課題等に関する意見書平成30年11月12日建退共制度に関する検討会)。
 - ① 労働者の権利保護を図るとともに、労働者の理解を得ることができるようにするため、特別掛金から通常掛金への引き下げには、制限を設ける。
 - ② 現場での円滑な運用が行われるよう、特別掛金には、対象となる労働者について適切な基準を設ける。
 - ③ 電子申請方式の実施状況を踏まえつつ、電子申請方式による被共済者と証紙貼付方式による被共済者の公平性に配慮する。
- ・若年者と熟練者、賃金に応じた掛金制度の導入も検討していただきたい(平成29年度近畿地方整備局との意見交換会における提案テーマ 京都府建設業協会)。
- ・電子申請方式の導入に際して、技能労働者の処遇改善のため、現在の1日310円の掛金を基本としつつ、技能・経験や現場の状況に対応した特別の掛金を設けることを可能とすること(建設業退職金共済制度の見直しに関する要望平成30年7月27日 全国建設業協会)。
- ・建設業退職金共済制度の見直しに当たっては、現在の1日310円の掛金を基本としつつ、技能・経験や現場の状況に対応した特別の掛金を設けるなど、建設技能者の処遇改善が推進されるように配慮すること(建設キャリアアップシステムの普及促進と建設業退職金共済制度の連携促進に関する要望 平成30年7月23日日本建設業連合会)。

自家運用債券ラダー再構築の考え方

- 自家運用債券ラダー再構築については、運用コンサルにて行った15年ラダー再構築のシミュレーションに沿って来年度以降再投資を開始する。
 - 一期待リターンだけ見ると、20年新発債を組み合わせた方が今後5年平均では0.01%、10年平均では0.03%高い結果となる。しかし、ラダー再構築後の年限別構成では約20%が残存期間16年超の債券となり期間リスクを取るようになるため、リターン改善幅とリスクを比較し10年と15年債の組合せ案を採用する。
- シミュレーションでは、10年新発国債と15年既発国債への再投資を前提としているが、15年債についてもFLIP債等利回りの高い新発債券を購入すること等工夫を行い、期待リターンの引上げを目指す（実務では、金融債の購入も必要）。
- シミュレーションでは、2030年以降の償還金額（ラダーの高さ）が400億円となるように再投資を行い、ラダーを再構築。ラダー再構築途上の2029年までは、年度によって余剰キャッシュが発生する結果となっている。今後のキャッシュフロー及び余剰資金残高については引き続き注視し、適宜必要と判断した場合はラダーの高さ等見直しを行う。

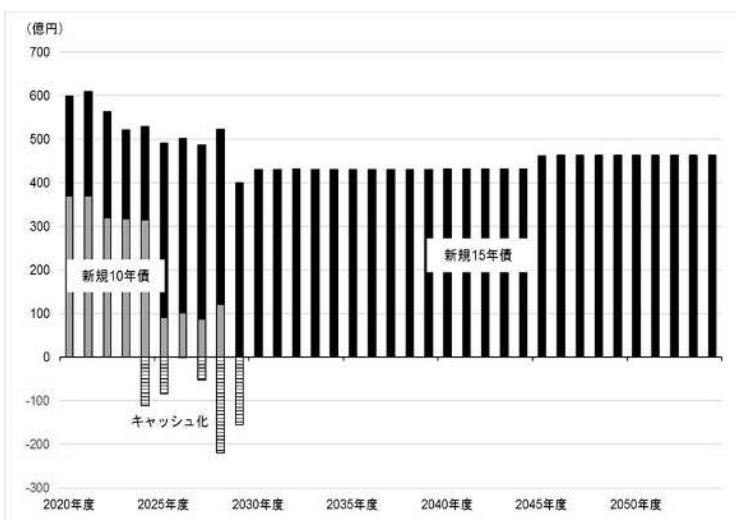
- ・ ラダー型運用：債券のポートフォリオを構築する際に、償還期限の異なる債券を、各期間にほぼ同額ずつ組込む方式であり、そのポートフォリオの形がはしご（ラダー）型になっている。
- ・ FLIP債：年限や発行額など投資家ニーズに対応して地方公共団体金融機構が起債する債券。

15年ラダー再構築案のシミュレーション

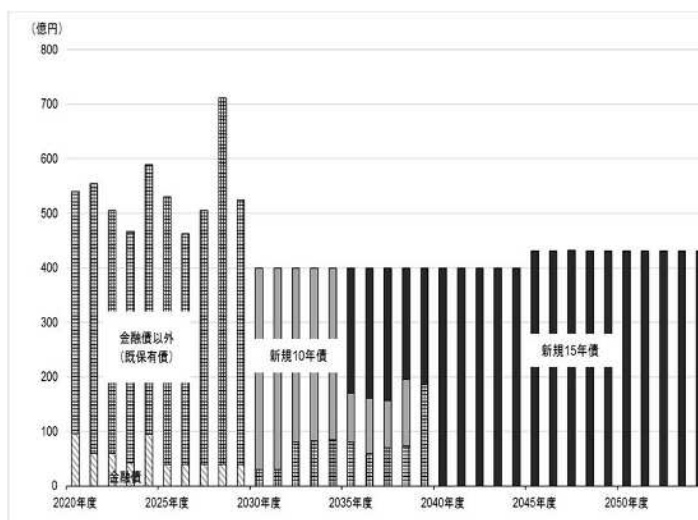
2029年度までの再投資は、将来の償還金額が各年度400億円となるように10年国債（利率0.06%）と15年国債（利率0.28%）に再投資し、2030年度以降は再投資可能金額を全て15年国債（利率0.28%）に再投資する。

- ✓ 期待リターンは、10年平均で0.41%、5年平均で0.51%となる（キャッシュ化した金額を考慮し、キャッシュ+平均残高に対する利息収入の比率を期待リターンとする）。
- ✓ 2030年度以降は、再投資は全額15年債となり、キャッシュフロー、クーポンはすべて再投資される。

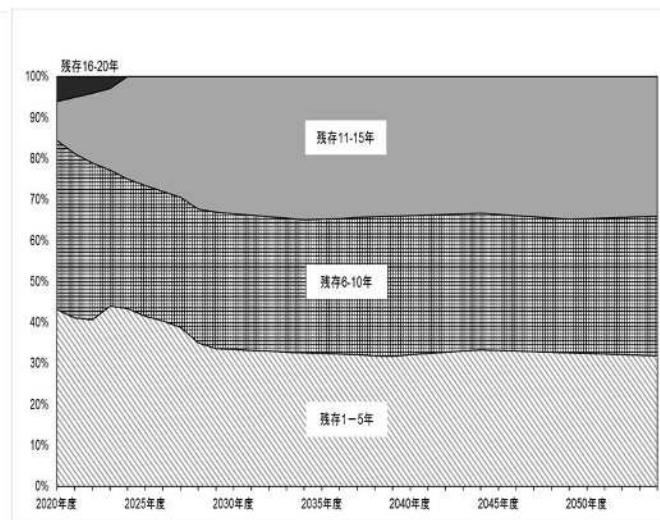
年限別新規投資額の推移



償還金額の推移

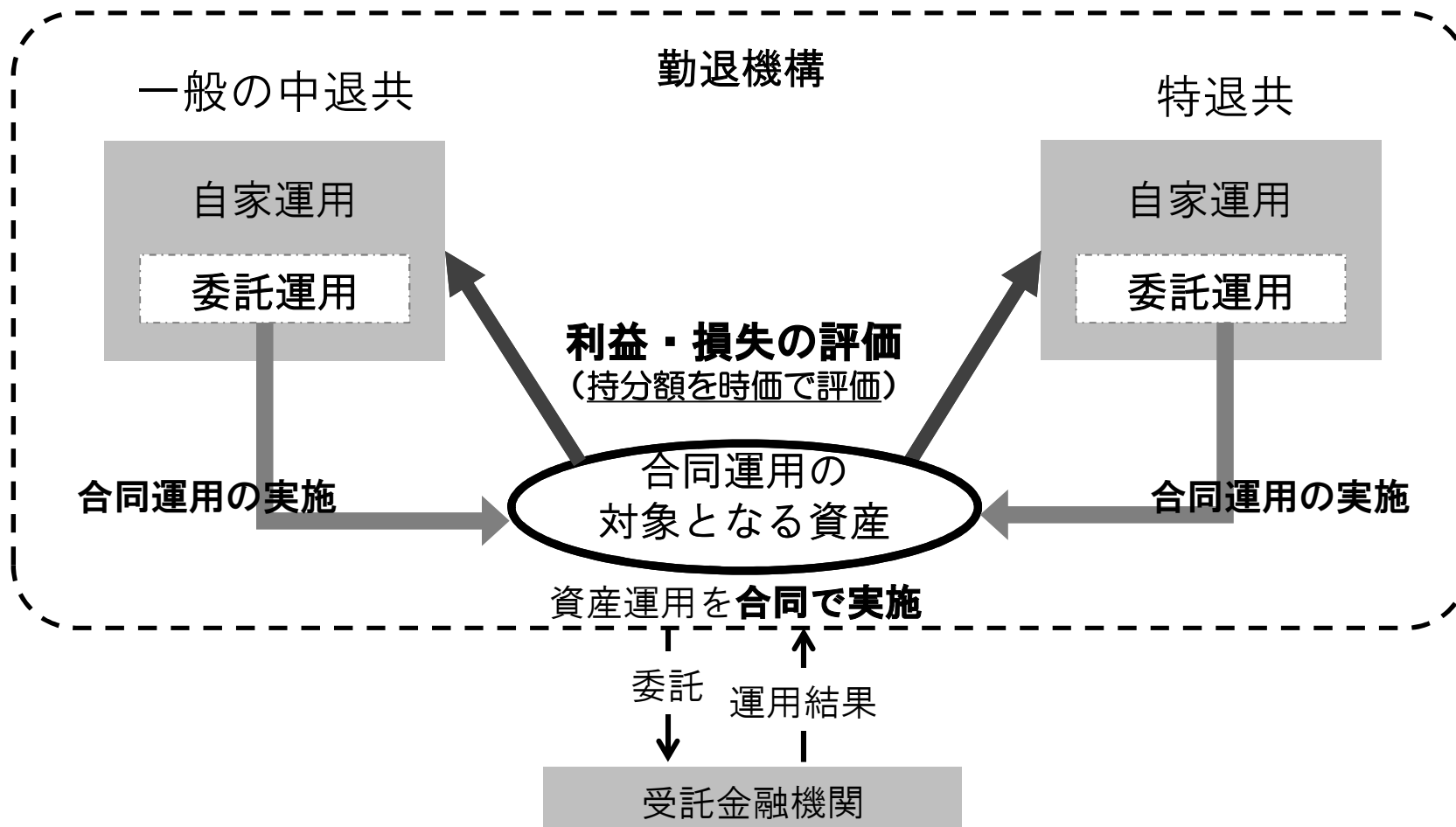


ポートフォリオ年限別構成比の推移



(出所) 機構データ及び次頁の前提条件を基に運用コンサル作成

合同運用について



※特退共は、適切な比率となるように、自家運用・合同運用の割合を決定

建退共包括信託の運用委託先一覧（R2年12月末時点）

- 前回マネスト後に委託先の統合やパフォーマンス不振先のシェアカットにより、資産毎の委託先数、金額が偏った状態。
- その結果、資産内で委託先毎のシェアが歪な状態となり、マネージャー分散が機能し難い状態（例えば、内外株式でC社の資産内シェアが大きくなっている等）。

包括信託運用委託金額一覧（単位：億円）

給付経理 運用委託先	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合計
A	526	43	14	25	609
B	412	109		141	663
C		303		122	427
D	424	68	87		580
E	227		63		291
G	246		24	26	298
H	201	35	36		272
F	161		17		178
I		79	42		121
合計	2,197	636	281	314	3,439

注) ブランクのセルは委託無し、合計には短期資金含むため各資産の合計値と一致しない場合がある

資産内委託シェア一覧

国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
24%	7%	5%	8%
19%	17%		45%
	48%		39%
19%	11%	31%	
10%		22%	
11%		8%	8%
9%	5%	13%	
7%		6%	
	12%	15%	
100%	100%	100%	100%

外国株式B社ファンドのみパッシブファンド

選考結果(2)：委託社数・アクティブ比率の事前事後比較

(単位：社)

	社数		新資産運用受託機関	アクティブ比率	
	旧	新		旧 ※1	新 ※2
国内債券	11	6	明治安田AM、MU投資顧問、 三井住友信託、三井住友DSAM、 PGIMジャパン、マニュライフAM	41.8%	41.8%
外国債券	2	5	ゴールドマンサックスAM、アライアンス・バーンスタイン、 損保ジャパン日本興亜AM、野村AM、 PIMCOジャパン	31.4%	60.0%
国内株式	3	5	アセットマネジメントOne、ゴールドマンサックスAM、 三井住友DSAM、野村AM、 シュローダー・インベストメント・マネジмент	43.2%	57.0%
外国株式	3	6	三菱UFJ信託、ブラックロック、 ニッセイAM、野村AM、 UBSAM、インベスコAM	68.5%	63.0% ※3
計※4	17	18			

※1 旧のアクティブ比率は2018年3月末時点のものである。

前回マネスト見直し以降、毎年度のパフォーマンス評価によりアクティブ運用委託の減額や契約解除が行われた際に当該部分をパッシブに移管してきたため、アクティブ比率が低下していた。
(前回マネスト時の目標アクティブ比率：国内債券13社/60.0%、外国債券5社/79.9%、国内株式7社/60.0%、外国株式6社/66.9%)

※2 新のアクティブ比率は今回マネストの資産移管時の目標比率である。

※3 外国株式については、2018年2月に資産間リバランス(外国株式⇒国内債券)をパッシブ運用部分を用いて実施したためアクティブ比率が上昇、その後、パッシブ比率が低くなり過ぎたため、同5月にアクティブ比率の引き下げを実施している。

※4 計の社数は各資産クラスの委託社数の重複を除いた数である。

建設業退職金共済事業等勘定《給付経理》財務状況の整理

(単位：百万円)

年度	制度利回り	改正	掛金	改訂	決算利回り	全額信託利回り	当期利益金	利益剰余金	運用残高	責任準備金	掛金収入	運用収入	運用費用	退職給付金	繰越剰余金	剰余金率	
39	6.0%	39/10	20円	39/10	5.4%				19	24	24	0				-	
40					7.0%				359	384	349	11				-	
41					6.9%				1,185	1,235	803	48				-	
42					6.9%				2,471	2,557	1,208	119		5		-	
43					6.9%				4,071	4,169	1,426	218		33		-	
44					7.0%				5,838	5,958	1,528	338		76		-	
45			60円	45/5	4.0%		132	132	9,489	9,574	3,474	512		212		1.3%	
46					7.1%		287	419	14,204	14,083	4,193	826		245		2.9%	
47					7.0%		320	739	19,757	19,381	4,789	1,138		345		3.8%	
48					6.9%		575	1,314	25,814	25,018	5,156	1,495		517		5.2%	
49					7.3%		601	1,915	32,929	31,562	5,687	2,003		655		6.0%	
50	6.2%	50/12	120円	50/10	7.5%		756	2,670	42,228	40,298	7,812	2,589	15	1,049		6.6%	
51					7.8%		1,127	3,797	55,060	52,056	10,579	3,444	37	1,370		7.2%	
52					7.6%		1,676	5,473	70,168	65,695	12,365	4,345	21	1,799		8.3%	
53					7.3%		2,219	7,692	88,222	81,656	14,586	5,243	3	2,154		9.4%	
54					7.1%		3,518	11,210	108,525	98,737	16,485	6,360		2,796		11.3%	
55			180円	55/12	7.3%		4,591	6,619	132,122	126,906	19,050	8,059	3	3,834		5.2%	
56					7.3%		2,553	9,172	160,837	153,422	23,540	9,946	0	5,266		5.9%	
57					7.3%		2,834	12,006	192,581	182,501	25,726	12,006	0	6,586		6.5%	
58					7.4%		3,032	15,038	223,424	210,680	24,767	14,343	3	8,600	277	7.1%	
59					7.4%		3,929	18,967	253,527	238,376	25,165	16,366	0	11,104	373	7.9%	
60					7.2%		4,302	23,289	286,245	266,542	25,666	18,255	2	13,187	420	8.7%	
61	6.8%	61/12			7.0%		5,730	17,539	322,048	307,946	27,807	19,785	1	12,637	447	5.0%	
62			200円	62/7	6.5%		1,633	19,172	359,655	344,368	30,477	21,100	68	14,261	188	5.5%	
63					6.1%		531	19,704	400,439	385,066	32,663	22,253	69	14,880	109	5.1%	
1					5.8%		36	19,740	441,348	427,940	34,300	24,448	868	16,319	161	4.6%	
2					6.0%		1,307	21,047	488,726	474,313	38,101	27,574	654	18,328	190	4.4%	
3			280円	3/7	6.0%		1,585	22,632	542,957	525,466	42,858	30,474	533	21,460	310	4.3%	
4					5.6%		623	23,255	603,995	585,783	50,166	32,538	646	22,047	243	3.9%	
5					5.5%		367	22,888	665,989	648,979	52,172	34,819	235	25,196	278	3.5%	
6					5.0%		2,956	19,932	727,779	712,295	53,941	34,807	408	28,073	317	2.8%	
7					4.8%		4,440	15,492	787,596	779,343	60,361	35,935	306	33,613	382	1.9%	
8					4.0%		10,015	5,477	841,808	842,295	59,658	33,264	281	40,171	440	0.6%	
9	4.5%	10/1	300円	10/1	3.7%		6,658	12,334	882,446	873,943	60,864	32,642	222	52,030	422	1.4%	
10					3.3%		9,575	21,909	911,658	897,033	66,345	30,073	198	67,149	442	2.4%	
11					3.2%		6,843	28,753	933,620	913,398	62,928	29,752	144	67,384	487	3.1%	
12					2.5%		2,996	31,749	944,674	920,289	58,469	24,063	113	72,566	596	3.4%	
13					1.9%		▲993	30,756	940,056	911,588	56,000	18,822	111	83,174	690	3.3%	
14					1.6%		▲3,213	27,542	921,832	894,005	53,653	15,742	98	89,963	722	3.0%	
15/9					1.3%		▲3,126	24,416	903,442	880,042	26,759	6,261	49	51,009	546	2.7%	
15	2.7%	15/10	310円	15/10	3.0%		10,717	30,409	903,778	872,086	25,638	13,771	48	35,585	862	3.4%	
16					1.9%		14,238	44,647	893,051	848,361	50,581	17,760	94	77,982	1,756	5.2%	
17					4.3%		31,524	76,171	909,686	833,087	50,080	38,737	90	71,328	1,706	9.1%	
18					2.0%		5,995	82,066	903,686	821,504	48,950	18,180	87	71,549	1,707	9.9%	
19					▲0.5%		▲11,430	70,636	872,393	800,581	47,738	8,019	13,088	73,022	1,704	8.8%	
20					▲2.3%		▲35,556	35,080	820,223	784,324	46,653	7,706	27,636	76,658	1,879	4.4%	
21					4.0%		17,942	53,023	833,591	780,567	47,625	32,889	75	64,936	2,551	6.7%	
22					0.7%		▲0.6%	▲8,744	44,279	824,304	779,292	45,183	8,119	1,774	59,177	2,058	5.6%
23					1.7%		1,680	45,959	827,191	780,214	45,388	14,601	68	56,531	2,006	5.8%	
24					4.1%		10,84%	22,302	853,697	785,169	46,844	34,398	65	52,531	1,982	8.6%	
25					3.1%		18,566	86,827	895,209	798,859	50,223	28,715	62	46,287	1,809	10.8%	
26					3.8%		21,894	108,720	924,343	816,094	50,947	34,987	62	43,983	1,882	13.3%	
27					1.4%		▲4,650	104,071	936,497	832,533	50,595	10,728	52	47,869	2,193	12.5%	
28	3.0%	28/4			1.4%		▲12,286	91,834	952,340	860,987	52,468	13,773	49	47,142	2,119	10.6%	
29					2.0%		1,449	93,683	975,503	882,260	52,771	20,153	47	47,825	2,260	10.6%	
30					0.8%		▲9,325	84,358	987,343	903,322	54,259	8,505	44	48,550	2,300	9.3%	
1					▲0.3%		▲21,391	62,967	986,584	924,162	55,757	4,723	7,866	49,993	2,810	6.8%	
2					3.9%		11,13%	18,115	81,082	1,030,611	949,686	57,370	39,627	40	49,214	3,646	8.5%

※単位未満は、四捨五入

※剰余金率は、利益剰余金÷責任準備金

※運用費用は、62年度以降、主に企業年金保険事務費を計上しているが、19・20・22・1年度は金銭信託評価損を含んでいる。

財務状況の推移 (給付経理)

運用収入の推移（給付経理）

(単位:百万円)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
合計	資産残高	909,686	903,686	872,393	820,223	833,591	824,304	827,191	853,697	885,209	924,343	936,497	952,340	975,503	987,343	986,584	1,030,611
	運用収入	38,652	18,097	△5,077	△19,929	32,814	6,345	14,533	34,333	28,652	34,925	10,676	13,724	20,107	8,460	△3,143	39,588
自家運用	(債券)																
	資産残高	388,291	415,040	428,198	441,625	487,808	495,646	505,406	513,474	530,622	558,288	577,168	585,478	593,209	611,956	617,872	583,481
	運用収入	4,368	5,346	6,016	6,398	6,882	7,296	7,452	7,452	7,406	7,137	6,849	6,287	5,632	5,042	4,396	3,728
金銭信託	資産残高	310,477	301,382	288,367	252,011	256,944	253,741	249,600	258,349	278,987	306,170	300,436	307,464	321,541	324,638	316,815	352,393
	運用収入	31,266	10,017	△13,015	△27,557	24,933	△1,703	6,459	26,303	20,638	27,183	3,366	7,028	14,076	3,098	△7,824	35,578
	(債券)																
	資産残高	216,720	221,818	225,225	195,381	176,111	186,878	183,136	188,423	206,857	229,900	228,774	231,907	238,541	242,662	239,603	266,208
	(国内債券)	(192,331)	(196,537)	(202,122)	(173,622)	(152,529)	(165,106)	(161,270)	(166,083)	(182,674)	(206,119)	(204,343)	(207,278)	(212,678)	(216,535)	(213,525)	(238,445)
	(外国債券)	(24,389)	(25,281)	(23,103)	(21,758)	(23,583)	(21,772)	(21,867)	(22,340)	(24,183)	(23,781)	(24,431)	(24,629)	(25,864)	(26,128)	(26,077)	(27,763)
	運用収入	△1,570	5,705	5,818	△461	2,953	1,001	4,810	9,343	3,910	8,121	10,360	△4,094	2,784	4,241	461	△124
	(国内債券)	(△3,508)	(3,295)	(5,671)	(818)	(2,935)	(2,543)	(3,832)	(5,532)	(515)	(5,249)	(10,967)	(△2,750)	(1,616)	(3,549)	(△759)	(△1,793)
(外国債券)	(1,938)	(2,410)	(146)	(△1,280)	(18)	(△1,542)	(978)	(3,810)	(3,395)	(2,873)	(△607)	(△1,345)	(1,168)	(692)	(1,219)	(1,668)	
(株式)																	
資産残高	93,757	79,564	63,142	56,630	80,833	66,863	66,464	69,925	72,130	76,270	71,662	75,557	82,999	81,976	77,212	86,185	
(国内株式)	(66,262)	(53,311)	(42,223)	(37,502)	(53,688)	(44,047)	(44,797)	(47,395)	(47,875)	(51,120)	(47,808)	(50,359)	(55,934)	(52,812)	(52,210)	(57,635)	
(外国株式)	(27,494)	(26,253)	(20,919)	(19,128)	(27,145)	(22,815)	(21,667)	(22,530)	(24,255)	(25,150)	(23,854)	(25,199)	(27,065)	(29,164)	(25,002)	(28,550)	
運用収入	32,836	4,312	△18,833	△27,095	21,981	△2,704	1,649	16,960	16,729	19,062	△6,993	11,123	11,293	△1,143	△8,284	35,703	
(国内株式)	(26,052)	(221)	(△14,987)	(△17,055)	(13,255)	(△3,095)	(1,392)	(10,990)	(9,533)	(13,517)	(△4,887)	(7,426)	(9,011)	(△3,773)	(△4,956)	(22,409)	
(外国株式)	(6,784)	(4,091)	(△3,846)	(△10,040)	(8,725)	(391)	(257)	(5,970)	(7,196)	(5,545)	(△2,106)	(3,696)	(2,282)	(2,629)	(△3,328)	(13,294)	
その他収入	資産残高	210,918	187,264	155,828	126,588	88,839	74,918	72,185	81,874	75,600	59,885	58,892	59,398	60,753	50,748	51,897	94,736
	運用収入	3,018	2,734	1,922	1,229	999	751	622	578	608	605	461	409	399	321	285	282
(参考)																	
国債10年金利		1.622%	1.666%	1.371%	1.296%	1.329%	1.310%	0.973%	0.636%	0.597%	0.396%	△0.024%	0.082%	0.061%	△0.002%	△0.100%	0.131%
TOPIX		1,728.16	1,713.61	1,212.96	773.66	978.81	869.38	854.35	1,034.71	1,202.89	1,543.11	1,347.20	1,512.60	1,716.30	1,591.64	1,403.04	1,954.00
為替(円/ドル)		117.99	118.08	99.54	98.77	93.44	82.88	82.30	94.02	102.99	119.93	112.40	111.43	106.35	110.69	107.96	110.50
為替(円/ユーロ)		142.79	157.18	157.72	131.14	126.43	117.62	109.59	120.73	141.94	128.80	128.08	119.18	130.79	124.28	118.45	129.87

- ・金銭信託の国内債券は、キャッシュを含む。
- ・その他収入は、定期預金、短期運用、普通預金、生命保険資産（一般勘定）、有価証券信託等を含む。
- ・国債10年金利は応募者利回り
- ・令和2年度の資産残高及び運用収入は決算確定前のため暫定値である。